

平成27年10月作成

鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略

鹿追町まち・ひと・しごと創生本部

鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略 目次

1. 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」・「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」との関係
2. 鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略と第6期鹿追町総合計画との関係
3. 対象期間
4. 策定にあたっての基本的視点
5. 基本目標
6. 施策の基本的方向と主な事業、重要業績評価指標（KPI）
 - (1) 地域における安定した雇用を創出する
 - 第1節 人と自然にやさしい住環境充実のために
＝ 戦略1 ＝
 - 第2節 持続性に富み活力ある農業の創造のために、意欲ある多様な農業者の育成・確保のために
＝ 戦略2 ＝ ～ ＝ 戦略7 ＝
 - 第3節 活気あふれる商工業の推進のために
＝ 戦略8 ＝
 - (2) 地域への新しいひとの流れをつくる
 - 第1節 人と自然にやさしい住環境充実のために
＝ 戦略9 ＝
 - 第2節 豊かな自然と調和する心ふれあう観光推進のために
＝ 戦略10 ＝
 - 第3節 日本ジオパーク認定を新たな観光の推進に生かすために
＝ 戦略11 ＝
 - (3) 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる
 - 第1節 思いやりの心豊かな社会づくりのために
＝ 戦略12 ＝
 - 第2節 鹿追ならではの学校教育の推進のために

＝ 戦略13 ＝

第3節 自ら学び行動する人間形成と心豊かな地域社会のために

＝ 戦略14 ＝ ～ ＝ 戦略16 ＝

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

第1節 健康保持増進のために

＝ 戦略17 ＝

第2節 誰もが安心して暮らせる医療確保のために

＝ 戦略18 ＝

第3節 自ら学び行動する人間形成と心豊かな地域社会のために

＝ 戦略19 ＝ ～ ＝ 戦略26 ＝

第4節 人と自然にやさしい住環境充実のために

＝ 戦略27 ＝ ～ ＝ 戦略33 ＝

第5節 安全で住みよい暮らしのために

＝ 戦略34 ＝ ～ ＝ 戦略42 ＝

第6節 透明性の高い簡素で効率的な自治体運営の確立のために

＝ 戦略43 ＝ ～ ＝ 戦略45 ＝

第7節 町民参加による協働のまちづくりと国際社会理解のために

＝ 戦略46 ＝ ～ ＝ 戦略48 ＝

1. 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」・「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」との関係

鹿追町は、昭和34（1959）年の町政施行の翌年に10,448人と人口ピークを迎えて以降、人口減少が続いており、今後も人口減少は進むものと予測されています。

本町の人口動態は、大学進学等に伴う転出超過が著しく、また、出生数は死亡数の3/4程度にとどまり、平成24（2012）年における合計特殊出生率は1.58と国の1.38、北海道の1.25を上回るものの、人口維持に必要とされる2.07を下回っています。

総人口の減少は、生産年齢人口の減少や消費市場の縮小を併発し、社会生活サービスの低下から更なる人口流出を引き起こす悪循環を招くことで町政や地域経済に大きな影響を与えることとなります。

鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「鹿追町総合戦略」という。）は、人口減少・地域経済縮小の克服、地方が成長する力を取り戻す「地方創生」を実現するため、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方、政策の企画・実行に当たった基本方針、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」の基本方針等を基に、本町の人口の現状及び分析として作成した鹿追町人口ビジョンを踏まえ、鹿追町の「まち・ひと・しごと創生」に向けた目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものです。

■まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日）

（1）「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方

① 人口減少と地域経済縮小の克服

平成20（2008）年をピークに人口減少局面に入っており、2050年には9,700万人程度に減少する。地方と東京圏の経済格差拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いている。

人口減少は消費市場の規模縮小だけでなく、深刻な人手不足を生み出しており、住民の経済力低下につながり、地域社会の様々な基盤の維持を困難としている。

「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高く、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、人口、経済、地域社会の課題に対して、一体的に取り組む。

- I 「東京一極集中」を是正する。
- II 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
- III 地域の特性に即して地域課題を解決する。

② まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

負のスパイラルに歯止めをかけ、好循環を確立する取組に向けて、都市部には仕事等の条件がかなえば地方への移住を希望する人が4割いるとの調査結果もあることから、地方に「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、「まち」に活力を取り戻すことが急務である。

<しごとの創生>

「雇用の質」の確保・向上に力を注ぎ、特に若い世代が地方で安心して働くことができるよう「相応の賃金」＋「安定した雇用形態」＋「やりがいのあるしごと」といった要件を満たす雇用の提供が、労働力人口の減少が深刻な地方では重要である。

<ひとの創生>

若者の地方での就労を促すとともに、地域内外の有用な人材を積極的に確保・育成し、地方への移住・定着を促進するための仕組みを整備し、また安心して子どもを産み育てられるよう切れ目ない支援を実現する。

<まちの創生>

安全・安心な環境の確保に向けた取組を支援するとともに、地方都市の活性化に向けた都市のコンパクト化、公共交通網の再構築等交通ネットワーク形成の推進や広域的な機能連携、高齢化・単身化の問題への対応、災害への備えなど、地域の特性に即した地域課題の解決と活性化に取り組む。

(2) 「まち・ひと・しごと創生」に向けた政策5原則

人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、次の5つの政策原則に基づきつつ、関連する施策を展開することが必要である。

- ① 自立性 ～ 各政策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようにする。
- ② 将来性 ～ 地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。
- ③ 地域性 ～ 国による画一的な手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態にあった施策を支援することとし、各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。
- ④ 直接性 ～ 限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。住民代表に加え、産業界・地方公共団体・学校・金融機関・労働団体・マスコミ（以下「産官学金労言」という。）の連携を促すことにより、政策の効果を高める工夫を

行う。

- ⑤ 結果重視 ～ 効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

■まち・ひと・しごと創生基本方針2015ー地方創生の深化ー（平成27年6月30日）
将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を図ることを目指し、実現のために地方創生の深化に取り組む必要がある。

(1) 国と地方の総合戦略策定から事業推進の段階へ

国の「総合戦略」を踏まえ、都道府県や市町村は平成27年度中に「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定をすることとされており、地方創生は平成28年度より具体的な事業を本格的に推進する段階となる。これらは、単年限りの取り組みではなく、中長期的な人口の見通しや経済社会分析に基づき、今後5ヶ年に取り組むべき施策を示し、将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」という長期的な目標を実現していく必要がある。

(2) 「地方創生の深化」を目指すーローカル・アベノミクスの実現ー

地方では人材・資金の両面において地域内部でほぼ完結した経済構造となっており、地域経済は、既存事業が生産性の低いまま存続するという苦しい状況から脱却できていない。人材や資金を呼び込めるような、生産性の高い、活力に溢れた産業を形成し、若者や女性、働き盛りの世代にとって魅力ある職場を生み出すことが必要となる。

① 「稼ぐ力」を引き出す（生産性の高い、活力に溢れた地域経済の構築） ～

地域に人材と資金を呼び込めるような、生産性の高い、活力に溢れた産業を取り戻し、若者や女性、働き盛りの世代にとって魅力ある職場を生み出すことができるよう、地域発のイノベーションの促進、地域経済の価値を高める地域ブランディングの確立、地域経済を支えるサービス産業の生産性の向上等に取り組む。

② 「地域の総合力」を引き出す（頑張る地域へのインセンティブ改革） ～

従来の「縦割り」の取り組みを排し、様々な分野における官民協働や地域間連携、政策間連携を図ることにより、「地域の総合力」が最大限発揮される必要があり、「頑張る地域」を支援する観点から日本版CCRC構想の実現や中山間地域等における「小さな拠点」の形成等を推進していく。

③ 「民の知見」を引き出す（民間の創意工夫・国家戦略特区の最大活用） ～

人口減少が進む中、民間の創意工夫を最大限活用し、「民の知見」を引き出すことが重要であり、公共施設のマネジメントの最適化・集約化や地域の企業における少子化克服に向けた働き方改革を推進する。

(3) 新たな「枠組み」「担い手」「圏域」づくり

地方創生の深化のためには、従来の「縦割り」の事業や取り組みを超えた、新たな「枠組み」づくり（官民協働及び地域連携）や新たな「担い手」づくり（地方創生の事業推進主体の形成や専門人材の確保・育成）、生活経済実態に即した新たな「圏域」づくり（「広域連携」から「集落生活圏」まで）が重要となる。

- ① 新たな「枠組み」づくり ～ 従来の「縦割り」を超えた官民協働と地域連携による、新たな「枠組み」づくりに取り組む必要がある。
- ② 新たな「担い手」づくり ～ 新たな事業推進主体の形成や専門人材の確保・育成を推進する必要がある。
- ③ 新たな「圏域」づくり ～ 地域の生活経済実態に即した新たな「圏域」づくりに取り組む必要がある。この圏域は、「広域圏域」から「集落生活圏」までを含めた多様なものが考えられる。

こうした新たな「枠組み」づくり、「担い手」づくり、「圏域」づくりを進めながら、地方創生に向けたあらゆる主体が連携・協働して地方創生の取組を進化させることにより、一過性の取組では達成できない長期的な成果の実現が可能となる。

2. 鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略と第6期鹿追町総合計画との関係

鹿追町の最上位の計画に位置づけられた「第6期鹿追町総合計画（計画期間：平成23～32年度。以下「総合計画」という。）」は、町づくり基本条例を踏まえて、地域特性や資源を生かし、地域の活性化と発展に向けた総合的かつ計画的なまちづくりを、町民との協働によって執り進めるための指針を示すものであります。策定には、小学5年生以上の全町民へのアンケート調査を実施し、その後、総合計画審議会へ諮問し、同審議会や策定会議、各専門部会、各分科会において延べ120名にも及ぶ町民に参加いただき、議論された計画内容を同審議会から答申として受け、議会の議決を経て、策定された「町民と行政の協働計画」です。

このように町民の意見を反映し、客観的・主観的な指標を設定、PDCAサイクルによる施策動向調査を行う「地方版創生総合戦略」の考え方を先取りした内容の総合計画がすでに存在するため、総合計画の中から地方創生に資する施策や事業、指標等を抽出することで鹿追町総合戦略の基となるものを作成します。

その上で、産官学金労言からなる鹿追町まち・ひと・しごと創生推進会議や各団体代表者等からなる同町民会議、更には住民代表である鹿追町議会等の多様な意見を反映するとともに、国・北海道、十勝町村会等の施策動向等も注視したうえで、鹿追町まち・ひと・しごと総合戦略2015を策定し、また平成27年度に実施される国勢調査や本町住民に対する各種意向調査等を踏まえ、順次、見直しや加筆等を行うこととします。

なお、鹿追町総合戦略を実施するうえで「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」の地方創生に向けた多様な支援、「地域経済分析システム（RESAS リーサス）」の利用による情報支援や「まち・ひと・しごと創生事業費」や「新型交付金」等地方創生関連補助金などの財政支援を積極的に活用することとします。

3. 対象期間

鹿追町総合戦略の対象期間は、平成27～31年度までの5年間とします。（総合計画（後期5ヶ年）の対象期間もほぼ同様の期間（平成28～32年度）となっているため、総合戦略のPDCAサイクルと連携し、総合戦略・総合計画の進捗状況を確認します）

4. 策定にあたっての基本的視点

鹿追町総合戦略の策定にあたっては、鹿追町人口ビジョン、総合計画を踏まえ、次の3つを基本的視点としています。

(1) 東京圏や札幌圏地域への人口流出に歯止めをかける

鹿追町に住み、働き、豊かな生活を送りたい人を増やし、その希望をかなえられる環境を実現する。

(2) 若い世代の就労と、結婚・出産・子育ての希望を実現する

若い世代が鹿追町で安心して働き、希望どおり結婚・妊娠・出産・子育てをすることができると実現する

(3) 人口減少・超高齢化社会など時代を見据えた地域を構築する

人口の中長期的な展望を踏まえて、機能的・効率的で持続可能な生活基盤を構築する。また、地域社会を構成する人々が共に支え合い、安全で、安心して住み続けられる社会を実現する

5. 基本目標

国の総合戦略が定める政策分野を勘案し、鹿追町の実情に合わせた4つの政策分野を次のようにし、基本目標及び平成31年度の将来値（目標値）を設定します。

鹿追町は、「生きて（経済の発展）生きる（福祉の増進）まちづくり」をスローガンに第6期鹿追町総合計画の施策（事業）を推進しています。

国内有数の畑作・酪農地帯であり基幹産業である農業全般にわたる基盤整備、鳥害獣や家畜伝染病対策を着実に進め、農畜産物の増収および品質向上に取り組んでいます。また、家畜排せつ物等の処理が課題となっていました。農業由来のバイオマス資源として有効活用を図り、地域循環型社会の実現に向けての取り組みを進めています。

然別湖や然別峡などの豊かな自然や、ファームインや体験型農業、ジオパークなどの多様な観光資源・施設等を活用した観光振興を進めながら、さらに全ての人に優しい観光地としての整備にも取り組んでいます。

また、文部科学省の研究開発学校として指定を受け、英語教育、環境教育などの小中

高一貫教育を推進しています。特に地域に根ざした魅力ある学校づくりの一つとして、また小中高一貫教育の集大成として、鹿追高等学校 1 年生のカナダ短期留学派遣事業に取り組み、選ばれる教育環境づくりを進めています。

これらの鹿追町ならではの地域特性・特色を踏まえ、農業・観光・教育を 3 本柱と福祉・医療などの枝葉を広げつつ、雇用の創造や地域活性化につなげるための指針となる、鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、平成 27 年度を「地方創生の元年」と位置付け、将来にわたって持続可能な地域を目指して地域創生に向けた取組を推進します。

(1) 安定した雇用を創出する

第一次産業については、近年の基盤整備事業等により農業の大規模化や就業形態の変化がみられます。鹿追町人口ビジョン2015での分析結果からも近年の農業従業者等の増加が見られることから、引き続き、基盤整備を進めつつ、農業従業者の雇用の場を確保し、雇用の質（相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのある仕事）を高めることが重要であり、短期就労を長期（通年）就労として、更に農業従業者等が将来の生活に不安を抱かず、安心して鹿追町で生活できる環境づくりを目指します。

また、バイオガスプラントからの余剰熱を利用したチョウザメ飼育、サツマイモ栽培等、更には実証実験中の水素燃料を活用した取り組み等、今後、雇用の場として成長が期待される各種事業を推進し、新たな雇用を創出します。

さらに移住者等が前居住地での職業スキルを鹿追町で活かせる雇用の創出、女性や高齢者が活躍し、能力を十分に発揮できる社会を創ることも重要な取り組みとなります。

こうした取り組みを推進することで、安定した雇用を創出し、2020（平成31）年までの5年間で累計200人の雇用を目指します。

(2) 新しいひとの流れをつくる

世代を問わず、移住定住策を積極的に進め、「生涯活躍のまち（日本版CCRC構想）」も踏まえ、都市からの人口流入を増やすことに加え、町民が町外へ流出せず、鹿追町に住み続けたいと思える環境を整えます。また、移住者が鹿追町で生活する上で就労の場は欠かせず、職の確保に向けての取り組みを進めます。

鹿追の魅力を活かした観光振興も多くの人の流れを生むチャンスとなります。鹿追には、豊かな景勝地、農村景観、体験活動、ジオパーク、食、イベント等の地域資源が存在し、この財産を活用することで人々の多様な交流を目指します。そのためには、100万人を目標とする観光客の受け皿を強化するとともに、鹿追のみで完結する観光だけではなく、近隣自治体と連携し、連携先の良さを取り込み、連携先と積極的につながっていく、広域での観光戦略も展開していきます。

こうした取り組みを推進し、2020（平成31）年までに観光客入込み数100万人（う

ち外国人観光客5,000人)を目指します。

(3) 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる。

鹿追町において、子どもを産み育てやすい環境を整え、子育て世代が希望する子どもの数を産めるよう取り組みを進めます。

そのためには、若い世代における結婚の希望の実現を図ることが重要であり、若い世代の希望を実現するためには、結婚から妊娠・出産、そして子育て、さらには教育へと、子どもが巣立っていくところまでの支援を切れ目無く継続的に行っていくことが必要です。

結婚に向けての支援として、結婚希望者へ出会いの場を作り出すこととともに、これまでとは子育ての環境が変わってきている現状を踏まえ、育児・家事に男性も主体的に参画することも重要となります。また働く親にとって、子どもを預ける場所は、とても大切です。子育て世代のニーズを受け止め事業を推進します。

さらには、小中高一貫教育での特色ある教育環境を維持・発展し、各学校の個性を大事に小学校5校、中学2校、高等学校1校を存続させ、教育面からも子育て世代等に選ばれる町づくりを目指します。

こうした取り組みを推進することで、安心して子育てができる環境をつくり、2020(平成31)年までに合計特殊出生率を0.1ポイント上昇させ、1.68ポイントを目指します。

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

地域住民が将来にわたって安心して暮らすためには、地域の医療や福祉等の充実は必要不可欠であります。特に地域医療は、人材確保が困難になってきており、地域の安心な暮らしを守るためにも、地域から医療・福祉・介護等の人材育成に取り組みます。

公共交通網の少ない町内で暮らす人にとっては車が必須であり、車に乗れない、車を持たない人にとって、通学、買い物や通院、地域交流などに大きな苦勞を強いられているのが現状です。公共交通の活性化に取り組むとともに、特に高齢者は、このことが要因となり社会参加の機会が少なくなることから交通手段の確保や外出機会の促進を支援します。

また、安心な暮らしの一つに地域力(地域コミュニティ)の確保は欠かせません。創立から58年にわたり、地域とともにまちづくりに貢献してきた陸上自衛隊鹿追駐屯地の維持拡充を今後も図ります。

平成27年度は国外姉妹提携締結30周年を迎え、今後の更なる国際交流の発展が期待される一方、国内の姉妹都市が不在のため、姉妹提携や防災協定などを視野に入れ、農村地域である鹿追と都市とを結ぶ地域間交流事業の取り組みを進めます。

さらに人々の生活圈や経済圏は市町村行政単位を超えて拡大していることから、広域

的な行政施策を推進します。

こうした取り組みを推進することにより、鹿追町が住みやすいと感じている小中高生（84.3%）及び一般町民（85.1%）の割合を2020（平成31）年調査において、85%台への上昇及び維持を目指します。

6. 施策の基本的方向と主な事業、重要業績評価指標

基本目標を達成するために、取り組む施策の基本的方向と主な事業、及びその重要業績評価指標（KPI）を次のとおり設定します。なお、重要業績評価指標は平成25年度を現状値（基準値）とし、戦略対象期間最終となる平成31年度の将来値（目標値）を設定します。

（1）地域における安定した雇用を創出する

第1節 人と自然にやさしい住環境充実のために

＝ 戦略1 ＝

■基本目標

町の活性化のため人口減少対策として、企業誘致に取り組みます。また、地域の人材を活用し、新たな雇用の創出に取り組みます。

■■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

本町の人口は、少子高齢化の進行や若者の就労の場の不足などにより、年々減少するものと予想されます。輸送条件など地理的条件の悪さから新規企業の進出が少ない中、就労の場の確保のための、地場資源を活用した企業誘致に取り組む必要があります。

また、移住者等が前居住地での職業経験を活かし、地域において最大限活躍できるよう雇用の創出につなげることが必要です。

■■■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 企業誘致の促進及び移住者等の人材活用

○企業誘致に向けた調査検討

- 本町の地域特性を生かした企業誘致に向け、調査検討を行い企業誘致に取り組みます。

○移住等で転入した町民の人材活用の促進

- 移住等により町内に転入した町民には、前居住地で高い職業スキルを持つ者もあり、これらの人材の活用に取り組みます。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
企業誘致数	0 件	1 件
移住者等転入者の雇用の創出	0 人	2 人

基本事業名	事業番号	対象者
企業誘致調査検討	181	町外からの企業希望者
移住者等の人材活用	新規	移住等転入者

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
—	情報発信等の強化により企業誘致活動を進めます。 移住者等の職業スキルにあわせ雇用の創出に努めます。

これまでの振り返り総括
平成 17 年度に企業振興条例を制定し、事業所、工場等の新設及び増設へ支援措置を講じているが、助成実績は町内企業が大半であり、町外からは 1 件のみとなっている。新たな就労の場の確保へ町外からの企業誘致に向けて取り組みが必要である。また、移住者等の前居住地で高い職業スキルを活かした雇用は少なく、人材を活用した雇用創出に取り組む必要がある。

第2節 持続性に富み活力ある農業の創造のために、意欲ある多様な農業者の育成・確保のために

＝ 戦略2 ＝

■基本目標

政策…新たな食料・農業・農村基本計画に沿った農政施策を積極的に推進します。

食…消費者ニーズにかなった安心で安全な食料生産体制の確立を目指します。

環境…環境と調和した持続可能な農業経営基盤の強化を図ります。

担い手…多様な農業経営に対応する意欲ある担い手の育成・確保に努めます。

地域資源…地域資源を活かした取り組みを推進し都市との交流を促進します。

■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

平成11年に制定された「食料・農業・農村基本法」に基づき食料・農業・農村政策

が推進され、多様な消費者ニーズに応えるべく様々な取り組みを行った結果、消費者と生産者の距離が近くなり、地元産の新鮮な農畜産物が手頃な価格で消費者の手元に届くようになりました。

このような中、国は平成27年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、食料自給率の目標や6次産業化の戦略的推進、わが国食料の潜在生産能力を評価する食料自給力の指標などが示され、日本型直接支払制度や経営所得安定対策を着実に推進するとしています。消費者が求める品質や安全・安心といったニーズにかなった生産体制の確立を図っていく必要があります。このため、消費者の求める食の安心・安全対策として、農産物の生産履歴や野菜の生育状況の情報発信、畜産のトレーサビリティの導入、一貫した生産体制を管理する「危害分析・重要管理点（HACCP）」「農業生産工程管理（GAP）」の導入など、消費者の視点を重視した取り組みが必要となっています。

また、農業従事者の高齢化、農家戸数の減少などの課題に対応するため、時代に即した優れた経営感覚を持つ担い手の育成や農外労働力による労働支援事業の拡大、経営面での生産コストの低減、適正施肥や有機物の有効活用による環境に配慮した農業生産など、魅力的で将来に希望の持てる農業を確立することが求められています。

地域内に豊富に存在する未利用資源やバイオマス資源の有効活用などにより、環境と調和した持続可能な農業経営基盤の強化を図るとともに、近年の異常気象に対応できる農業生産基盤の整備により足腰の強い農業の実現を図り、肥沃な農地から生産された安全で質の高い農畜産物を原料として付加価値を付けた加工品を製造・販売することで地産地消と新たな産業の確立を目指します。

今後も都市住民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康でゆとりある生活に資するため、魅力ある農村を発信し都市との交流を促進します。

■ ■ ■ 具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 食料・農業・農村計画の一体的な展開

施策② 地元農畜産物を軸とした食と農の結びつき

施策③ 食品の安全性の向上

施策④ ワーキングセンター等食品加工施設の有効活用

施策⑤ 経営基盤の強化

施策⑥ 環境と調和した生産活動の推進

施策⑦ 活力ある農村の再生

○国の各種補償制度への迅速な対応

- 持続的な農業生産と農業の持つ多面的機能の維持を図るため、意欲のある全ての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備するため、国が実施する各種補償制度に迅速に対応するとともに、これまで作物別に講じられてきた生産関係施策などを継続して支援します。

○地産地消と食育の推進

- 命の源である「食」の生産・供給を行う生産者とその大切な「食」に対する理解と正しい知識を身につけなければならない消費者が一体となって取り組む「地産地消」を促進するとともに、「食」に関する知識や「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる能力を身につける「食育」を推進します。

○消費者ニーズにかなった生産体制の確立

- 消費者のニーズにかなった生産体制を定着するために「トレーサビリティ・システム」や「危害分析・重要管理点（HACCP）」、「農業生産工程管理（GAP）」の導入を推進します。

○農畜産物加工研修等の推進

- 手作り加工体験や一般加工技術など、食品の加工や保存に関する研修を行い、本町で生産される安心で安全な農畜産物の有効利用を推進するため、ワーキングセンターや農業振興センターを有効に活用します。
- また、さつまいもについては、干しいも、ペースト等の加工により付加価値の向上を図ります。

○農商連携と特産品の開発に対する支援

- 生産から流通、販売など農業者と商業者が連携した取り組みや地場農畜産物を活用した特産品の開発を行う組織、団体等に対して側面的に支援します。

○再生産可能な農業構造の確立

- 農業が、食料の安定供給や多面的機能の発揮という役割を持続的に果たしていくことは、国民全体の利益にかなうものです。これらの観点から効率的で安定的な経営者を育成し、これらの経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、自らの目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者や、農地取得などにより規模拡大を図ろうとする農業者に対する支援を総合的に講じます。

○競争力を高める農業技術の開発と普及

- 安全・良質・低コストを実現するために、国・道などの試験研究機関と連携を強化し、地域の特性に応じた農業に関する技術の普及と急速に普及した情報技術を活用した農業経営の可能性を検討します。

○農業経営法人化の推進

- 農業経営の法人化は、効率的かつ安定的な経営体を育成する観点や、新規参入者の受け入れなど幅広い役割が期待されているため関係機関と連携を図りながら、設立、運営、発展の各段階における指導等の実施により法人化の推進と経営体質の強化を図ります。

○環境に優しいクリーン農業の推進

- 地球規模での環境問題への関心の高まりに対応し、「YES! Clean」や「エコファーマー」の取得、クリーン農業の取り組み、家畜排せつ物の有効利用、交換

耕作や緑肥の導入による地力の増進等を推進します。

○都市住民との交流促進

- 多様化する旅行者のニーズに対応する、食や体験などの取り組みや農業の理解を含めた町内全体的な魅力を発信する取り組みを継続して推進します。

○先進農業機械・技術の普及促進

- 経営規模拡大と生産コストや環境負荷の低減等の様々な課題に対応するため、GPS、GIS等を活用した先進農業を支援します。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
畑作農家戸数	123 戸	110 戸
加工品開発製造支援	33 回	40 回

基本事業名	事業番号	対象者
経営所得安定対策に対する適正な対応	258	協議会
地産地消・食育の推進	259	児童生徒
安心安全な生産体制の確立	260	農業者
手作り加工研修	261	町民
特産品開発に対する支援	262	事業者
強い農業づくり交付金事業	263-1	農業者
経営体育成交付金事業	263-2	農業者
農業技術研究センター支援事業	264	センター
農業経営法人化の推進	265	農業者
環境保全型農業直接支払交付金	266	農業者

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
農業者～個々の生産活動 JA～経営指導、技術指導及び販売事業等 事業者～商品開発への取り組み等	国～各種補助、補償制度の実施 道～各種補助及び技術指導（普及センター） 町～各種支援策の実施

これまでの振り返り総括
畑作経営においては、畑作4品を中心に高収量・高品質を目指して生産活動が続けられています。キャベツについては、加工・業務用を中心に委託収穫を活用して面積拡大を図っています。 意欲あるすべての農業者が、将来にわたって農業を営むことができる環境の整備を進め

ていく必要があります。

施策⑧ 意欲ある多様な農業者及び農業労働者の育成・確保

○人材の育成及び確保

- 農家戸数の減少や高齢化が進行する中、効率的で安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、国や北海道が推進する各種助成事業や研修会などを斡旋し、農業者の技術及び経営管理能力の向上を推進します。

○産業研修受入の充実促進

- 本町の産業に深い理解と意欲を持った研修生の受け入れを通して、都市と農村の人的交流を推進し、産業担い手対策を推進します。

○女性参画の促進

- 農業を持続的に発展させていくために、女性の農業経営における役割を適正に評価し、女性農業者ならではの感性や能力を生かしながら、経営等の改革に取り組み、地域活性化に向けた主体的な取り組みを支援します。

○農業労働者の確保

- 農業労働者確保に対する支援策を国に提案すると共に、独自の支援策を検討し、交流人口及び定住人口の増加を図ります。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
産業研修生数	9 人	15 人
農業従業員数（通年雇用）	151 人	165 人

基本事業名	事業番号	対象者
農業担い手育成活動事業	267	農業者
○1 農業塾事業	268-1	農業青年
都市と農村の人的交流による産業担い手の確保	268-2	産業研修生
産業後継者育成とパートナー対策	268-3	農業青年
女性参画への促進	269	女性農業者
農業労働者確保育対策	新規	農業者

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
農業者～後継者の育成指導、労働力の確保 JA～後継者の育成、労働力の安定確保	国～各種助成制度の実施 道～青年就農給付金等の実施 町～後継者の育成、労働力の安定確保に対する支援

これまでの振り返り総括

J Aによる労働支援策をはじめ、〇1 農業塾における農業後継者の育成、産業研修生制度などの様々な担い手対策が行われてきました。

今後は、慢性的に不足している労働力の確保と、雇用の安定に向けた対策を講じる必要があります。

＝ 戦略3 ＝

■基本目標

安全・安心で消費者の視点に立った農畜産物の生産を推進します。

コスト低減、経営の安定に向けた支援体制の充実を図ります。

■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

全国的に生乳が不足している中で、良質粗飼料の確保、疾病発生の低減による生産性向上を図る必要があります。また、次代を担う農業経営者の育成や農外労働力による経営の安定化を図り、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」などの法令を遵守した農業経営を推進します。

■■■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 時代に対応する畜産経営の確立

施策② バイオマスエネルギーの有効活用

施策③ 心にゆとり・生活に潤いのある農業経営の確立

○生産基盤の強化及び適正施肥

■良質粗飼料を確保するとともに、TMR等の利用拡大を推進し、家畜飼養の環境・効率化を進め、栄養収量を重視した粗飼料収穫体系の確立と適正施肥によるコスト低減を図ります。

■また、畜産経営の効率化や収益性の向上による生産基盤の強化を図るため、畜産クラスター計画に基づく施設の整備等を支援します。

○バイオガスプラントの有効活用・推進

■家畜排せつ物等の農業由来バイオマスの有効活用を図り、プラント整備を推進し、鹿追町環境保全センター等のバイオマス施設から得られるバイオマスエネルギーや有機質肥料である消化液の活用を全町的に拡大していくとともに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出抑制、地域循環型社会の構築を図ります。

■また、平成28年4月稼働予定の瓜幕バイオガスプラントにおける余剰熱活用施設を整備し、新たな雇用を創出します。

○水素エネルギー利活用の調査研究

- 家畜ふん尿由来水素を活用した水素サプライチェーン実証事業に協力すると共に、農業地帯における水素エネルギーの活用推進に向けた調査研究を行います。

○農畜産物の需要拡大

- 国際的な価格形成に影響されないよう、付加価値を高め「伝える」から実際に飲むという「動かす」に転換し、酪農のすばらしさを理解してもらい、牛乳・乳製品の愛飲の輪を広げ、安全で安心できる農畜産物の生産を推進します。

○飼養管理技術の向上と家畜衛生対策の強化

- 飼養管理技術の向上により生産コストの低減を図り、家畜伝染病等疾病対策を推進し、畜舎等の洗浄消毒を推進し生鮮食料生産現場として衛生対策を進めます。

○家畜排せつ物の適正管理と有効活用

- 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に沿った家畜ふん尿処理を推進し、環境や景観に配慮した管理体制及び有効活用を図ります。

○農村環境整備の推進

- 防疫に関する研修実施をはじめ、農村景観保持のため農村地域における廃屋解体撤去の助成を行います。

○ヘルパー制度やコントラの活用

- 酪農ヘルパー制度を活用し、ゆとりと潤いのある経営を推奨し、コントラ組織の活用により管理部門の強化を図ります。

○農業者従業員の住環境整備

- 本町の農業生産を補完的に支える農業者従業員の住宅整備を民間などの動向を見据えながら推進します。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
酪農専業農家戸数	100 戸	90 戸
廃棄物受入量	36,242 t	100,000 t

基本事業名	事業番号	対象者
畜産担い手育成総合整備事業	273-1	農業者
TMR支援事業	273-2	農業者
上幌内地区道営農業農村整備事業	273-3	町
強い農業づくり交付金事業	273-4	農業者等
畜産競争力強化整備事業	新規	農業者等
瓜幕バイオガスプラント事業	274-1	農業者
鹿追町環境保全センター事業	274-2	農業者
バイオマスエネルギー活用事業	274-3	町
有機質園芸肥料の商品化	274-4	町

水素エネルギー活用事業	新規	町
農畜産物需要拡大事業	275	町民
飼養管理技術の向上と家畜衛生防疫対策の強化	276-1	農業者
乳質向上対策事業	276-2	農業者
家畜排せつ物の適正管理	277	農業者
農村地域廃屋解体撤去事業	新規	農村地区住民
専任酪農ヘルパー事業助成金	278-1	農業者
コントラ事業支援	278-2	農業者
住環境整備事業	279	農業者

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
農業者～個々の生産活動 JA～経営指導、技術指導及び販売事業 等	国～各種補助、補償制度の実施 道～各種補助及び技術指導（普及センター） 町～各種支援策の実施、バイオガス関連事業の取り組み

これまでの振り返り総括
生乳生産では、11万トン達成に向けた取り組みが、畜産においては品質均一化やブランド化の取り組みが行われています。 バイオガスプラントによる家畜ふん尿の適正処理と、発電に伴う余剰熱活用事業により、新たな雇用が生まれています。

＝ 戦略4 ＝

■基本目標

農業生産基盤の整備を推進します。

■■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

近年の異常気象による、冷湿害及び干ばつ等を経験した中で、足腰の強い農業は生産基盤の整備が不可欠であり、国営・道営事業など需要に応じた農業生産基盤の整備を推進します。

■■■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 農業生産基盤整備の推進

○農業農村整備事業の推進

■いかなる気象条件にも対応できる農業基盤の整備（明渠排水・暗渠排水・畑地かん

がい・区画整理・石レキ除去等)により農作業の効率化と、農村景観等に配慮し農畜産物の増収及び品質向上を目的に農業農村整備事業を推進します。

○土地改良施設維持管理の適正化

■農業水利施設（農業用水、農業用排水路等）を受益者と一体となり維持管理を行うことで、農業用水の安定供給及び農地の排水を高めることを目的に維持管理を行います。

○農業・農村の多面的機能の維持

■農業・農村の有する多面的機能を支える地域活動、環境保全活動を支援します。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
道営農業農村整備事業の実施地区数	2 地区	4 地区
多面的機能支払事業実施事業費	70,834 千円	101,000 千円

基本事業名	事業番号	対象者
美蔓地区国営かんがい排水事業	280-1	農業者
中鹿追地区国営農地再編整備事業	280-2	農業者
鹿追美蔓地区道営農業農村整備事業	280-3	農業者
下鹿追地区道営農業農村整備事業	280-6	農業者
笹川 2 地区道営農業農村整備事業	280-7	農業者
東瓜幕地区道営農業農村整備事業	280-8	農業者
北鹿追地区道営農業農村整備事業	280-9	農業者
北瓜幕地区道営農業農村整備事業	280-10	農業者
鹿追美蔓地区道営農業農村整備事業	280-11	農業者
防除用水施設維持管理	281-1	農業者
美蔓地区かんがい施設維持管理	281-2	農業者
多面的機能支払事業	281-3	農業者

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
農業者～農業基盤整備事業への取り組み JA～事業への協力、資金等の取扱い	国～農業農村整備事業の予算措置 道～道営農業農村整備事業の実施 町～事業の地元調整及び農家負担の軽減措置等

これまでの振り返り総括

これまで国営事業、道営事業を積極的に実施してきた結果、生産性が向上し、農家の所得向上に繋がっている。

＝ 戦略5 ＝

■基本目標

農地流動化施策の強化を推進します。

■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

後継者不足、高齢化等による規模縮小によって生じた跡地の農地移動適正化斡旋による農用地の高度利用を推進することが重要です。

機械の大型化により、分散した農地をまとめ、作業効率にもっとも適した圃場を形成するためにも、交換分合事業の取り組みが重要になってきています。

■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 農用地流動化の推進

○農業経営基盤強化促進事業の推進

■農地移動適正化あっせん事業を基本に農業経営基盤強化促進事業の適正な運用実施により、農用地の効率的かつ総合的な利用の促進並びに農業経営の改善等による安定化を図ります。

○農用地集団化事業の推進

■農用地の集団化により効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用等を図り、農業経営の安定に資するよう交換分合を地域と調整を図りながら随時推進します。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
農地斡旋申し込み	44 件	20 件
集団化率	40%	40%（運用要件）

基本事業名	事業番号	対象者
農業経営基盤強化推進事業の推進	282	農業者
農用地集団化事業	283	農業者

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
—	—

これまでの振り返り総括
 地域にある程度限定をしていた農地の流動化を、今後は全町的な観点からより充実した
 そして効率性の上がる方策をとって行く必要があると考える。

＝ 戦略6 ＝

■基本目標

意欲ある農業者への土地利用集積、有効利用、農地情報の利活用を推進します。

■■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

優良農地の確保、それに伴いよりよい有効利用が図られる方策として、農地パトロー
 ル活動等を積極的実施にし、町内全域における活動をより一層強固なものにしていくた
 めに必要な仕組みづくりに努める。

■■■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 農地の有効利用の推進

○地域の特性を生かした農地の有効活用の推進

- 農地の多面的機能を保持し有効活用を図ります。
- 農用地中間管理事業の有効な利用促進を図ります。
- 農地台帳システムの積極的な利活用の促進を図ります。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
—	—	—

基本事業名	事業番号	対象者
地域の特性を考慮した農地の有効活用の推進	284	農業者

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
—	—

これまでの振り返り総括
 農地の有効利用を図る意味からも、情報提供が充分ではなかったと思われることから、今
 迄以上により充実した内容を提供していけるように、農地台帳システムを活用しながら
 農業者のニーズに合わせたものに対応をしていく必要があると考えます。

＝ 戦略7 ＝

■基本目標

新たに農業（就農）に就きたい方々に対しての支援の方策を図る。

■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

今後予想される後継者不足、高齢化等による規模縮小によって生じるであろう跡地（農地を含む）の有効利用を促し、意欲ある方々に繋いでいく方向性を模索しながら、安心して新たな就農が出来る土台作りに関わっていき、よりよい環境づくりをしていくことで就労意欲を向上させることが重要です。

大型化農業が進みつつある現在ですが、将来現形態のまま安定した経営を引き続き築く事ができるか非常に難しい状況になると予想されることから、農業生産や地域活動を担う多様な人づくりの取り組みが必要になってくることから、より現実的で実施可能な形で全体を網羅する枠組みづくりが重要であると考えます。

■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策①

○農業・農村を支える多様な人づくり

■新たな就農を希望する方々に対しての相談窓口の開設

多様な就農者の受け入れに向けて地域の実態に即した対策を進めるとともに、円滑な就農を可能とする仕組みを取り入れながら、意欲と能力のある多様な人材の育成・確保を図る。

■就農準備に向けた支援

具体的にどのような形で支援が出来るか検討（農地の確保に関する事項・施設等設備に関する事項・経営形態に関する事項等）

■就農後の安定経営に向けた取組の推進

就農する場合の支援方法、就農を継続的に実施している場合の状況下の支援方法、地域関係機関と連携しアドバイス体制の確立等諸課題に積極的に取組を推進していき、安定的に営農や農村生活が持続して営むことの出来る体制づくり

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
新たに農業に就農を希望する者の相談件数	0 件	5 件

基本事業名	事業番号	対象者
—	—	—

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）

就農希望者～事業の取組 JA～事業の協力、資金等に関する事項	町～調整及び負担の措置等
-----------------------------------	--------------

これまでの振り返り総括
新たに就農を希望する方々への取組はこれまであまりなされていない状況でした。今後においては、より充実した形を作り上げ関係機関と連携を取りながら、前向きにそして内容のあるものにしていく必要があります。どのような形態がふさわしいか、色々な角度から見つめ鹿追町で就農して良かったと思えるような方策を練り上げる必要があると考えます。

第3節 活気あふれる商工業の推進のために

＝ 戦略8 ＝

■基本目標

地域経済を支える商工業の振興は、地域における雇用の安定や消費拡大が経済活動を活発化させ、さらには所得の向上につながるものと考えます。商工業振興のためには、行政と各関係機関との連携が重要と考えられ、また、地場製品の販売強化や特産品の有効活用を図るため、観光協会や道の駅と連携し、地産地消を推進し観光と芸術文化・花と芝生のまちづくり等の融合による商店街づくりと商工業振興を図りさらに、農商工の連携で経済効果を高めます。

■■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

鹿追町は平成13年に道道の拡幅による近代化事業が終了し、その後、南町地区の国道の近代化が図られ、歩道も拡幅するなど各個店や街区の整備が進み、商店街が花や絵で彩られ、町の「顔」としての形態が整ってきました。しかしながら、購買力の流出は歯止めがかからないのが現状です。

このような中、ポイントカードの発行など地域循環型経済を目指したところです。また、経済対策としてのプレミアム商品券の発行は、購買意欲にあわせたものとなり、消費の拡大と購買力の流出防止の役割を担いました。今後、地域において、買い物難民が増えないよう努め、なお一層、小規模店ならではの利点を生かし、ホスピタリティを十分に発揮することが求められています。

■■■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 施策 生産、加工、流通、販売網の整備と雇用拡大の促進

○生産者（農林水産業）と商工業者等の連携促進強化

- 農商工が一体となって、地元生産物からの新たな商品開発を推進します。
- また、生産者や加工、流通、販売業者に至るまでの連携を密にし、地域の商工業や

農業など町の活性化を図ります。

○道の駅・特産品部会との連携

■道の駅を物産販売の拠点と位置づけ、施設の機能強化と観光案内等のソフト面での充実を推進します。物産振興を図るため、観光協会特産品部会と連携し、PR活動を促進します。また、商工業者や農業者などが一体となって流通や販売網の整備を行うとともに製品の宣伝や、デパート・スーパー等への催事を積極的に展開します。

○町内企業への支援

■本町独自の優遇制度を活用し、企業の拡充・拡大及び起業化を支援し、さらに消費喚起としてのプレミアム商品券の発行を継続的に行い、商工業の活性化を図り新たな定住促進に努めます。

○雇用対策

■現在、環境保全センターにおいて試験飼育しているチョウザメを新たな特産品と位置づけ、それに伴う飼育、新商品開発を行い新たな雇用を生み出します。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
チョウザメ飼育数	—	1,000 匹
チョウザメ出荷数	—	100 匹
空店舗利活用	0 店	3 店

基本事業名	事業番号	対象者
生産、加工、流通、販売網の整備と雇用拡大の促進 （生産者（農林水産業）と商工業者等の連携促進強化）	292-1	商工業者
生産、加工、流通、販売網の整備と雇用拡大の促進 （道の駅・特産品部会との連携を図る）	293	町民・商工業者

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
チョウザメ研究会による新たな商品開発 及び販路の確保	チョウザメ研究会への支援 商工会への支援

これまでの振り返り総括
新たな商品開発によりそれに伴う雇用創出、来訪者へのPR及びリピータの増が重要と思われま。

施策② 観光と芸術文化と調和した商店街づくり

○観光と調和した商店街づくり

- 年間約80万人が訪れてくる観光客が商工業にもたらす経済波及効果が大きいことから、観光客が立ち寄る雰囲気や環境に配慮した街づくりに努めます。また、近年増加傾向にある外国人観光客に対し再来訪してもらえるような観光案内の充実に努めます。

○芸術文化と調和した商店街づくり

- 商店街の魅力を高めるため、各個店のウィンドウギャラリーを活用した作品展示など街全体が美術館となるよう、芸術と文化の漂う商店街づくりに努め、さらなる観光客の増に努めます。

○道の駅を中心とした観光案内

- 情報の収集場所として道の駅は最も効果があります。それを活用した観光案内の充実を図ることにより、特産品のPR、情報発信により町内外の方に特産品の魅力と特色ある商品のPRを図ります。

指標	現状値（平成25年度）	将来値（平成31年度）
観光協会への支援	14,000千円	16,000千円
ウィンドウギャラリー実行委員会への支援	700千円	1,000千円

基本事業名	事業番号	対象者
観光と芸術文化が調和した商店街づくり（観光と調和した商店街づくり）	299	町民・観光客
観光と芸術文化が調和した商店街づくり（芸術文化と調和した商店街づくり）	300	実行委員会・観光客

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
町民、観光客への情報発信	各団体への補助金支援

これまでの振り返り総括
今後、外国人観光客への情報発信の充実及び一般観光客の町内での複数個所での消費拡大が重要と思われます。

(2) 地域への新しいひとの流れをつくる

第1節 人と自然にやさしい住環境充実のために

＝ 戦略9 ＝

■基本目標

町の活性化のため人口減少対策として、町民の定住化と町外からの移住促進に取り組みます。

■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

本町の人口は、少子高齢化の進行や若者の就労の場の不足などにより、年々減少するものと予想されます。本町ではこれまで、移住定住促進対策として定住促進住宅建設奨励制度や賃貸住宅建設促進事業、低価格による宅地分譲、移住希望者の相談窓口設置、情報提供、移住体験事業など、積極的な対策を講じてきました。

今後も、これまでの蓄積を生かした移住定住対策に取り組みます。

■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 定住化対策の促進

○持家住宅、賃貸住宅の建設促進

■これまでの助成制度を見直し、今後、必要な支援措置を推進します。

○定住のための宅地対策

■宅地分譲の実施、民間分譲物件の紹介など、宅地取得の支援を推進します。

指標	現状値（平成25年度）	将来値（平成31年度）
定住促進住宅建設件数（制度利用）	17件	20件
賃貸住宅建設件数（制度利用）	0件	5件

基本事業名	事業番号	対象者
定住促進住宅建設奨励	177-1	移住・定住希望者
賃貸住宅建設促進事業	177-2	民間住宅提供者
民間賃貸住宅家賃助成事業	177-3	民間住宅入居者
空地空家登録紹介	178-1	移住・定住希望者
宅地分譲の推進	178-2	移住・定住希望者

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
制度の目的を理解し、個人住宅、従業員住宅等を建設します。	持家建設希望者へ建築費等の支援を図ります。

	民間資金による賃貸住宅建設を促進するため建築費等の支援を図ります。
--	-----------------------------------

これまでの振り返り総括
平成 13 年 7 月から持家住宅新築及び増築等への奨励制度を、また同 15 年度からは民間賃貸住宅建設者に対する助成制度を、同 25 年度からは民間賃貸住宅入居者への家賃の一部助成を開始し、定住人口増加につなげています。また、鹿追市街、瓜幕市街、笹川市街での宅地分譲を進め、宅地取得の支援を図っています。

施策② 移住者誘致の促進

○効果的な情報提供

- 町ホームページでの情報提供の充実、都市でのPR活動を実施し、ワンストップ窓口での移住希望相談を実施します。

○移住体験事業の実施

- 移住への不安解消のため、移住体験事業（おためし暮らし）を実施します。
- 「生涯活躍のまち（日本版CCRC構想）」を踏まえ、鹿追町独自の方策を検討・実施することにより、地方移住を希望する退職した高齢者への移住体験を実施します。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
移住相談件数	26 件	50 件
窓口を通じた移住件数	1 件	5 件

基本事業名	事業番号	対象者
移住相談ワンストップ窓口	179	移住希望者
移住体験事業	180	移住希望者

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
移住体験者との交流を通じ、地域の受け皿づくりを進めます。	移住相談へのきめ細かな対応により、安心して移住を検討できる環境づくりを支援します。

これまでの振り返り総括
鹿追町への移住希望者に対して、移住への不安を解消すべくきめ細かな対応に努めています。国が推進する「生涯活躍のまち」への対応など、各種課題への検討を進め移住人

□増加に向けて取り組む必要があります。

第2節 豊かな自然と調和する心ふれあう観光推進のために

＝ 戦略10 ＝

■基本目標

自然豊かな景勝地、農村景観、花、体験、食、イベント、地域の生活文化など“地域資源”を有機的にまた、地域の多面的な魅力をもつなげるとともに“人材育成”で「まちづくり型観光振興」を進めます。

「まちづくり」の視点で観光を進めるため、町民と観光協会、鹿追町が“協働”で観光を考えていき、連携で観光を創造します。

道央圏と道東を結ぶ高速道路開通を効果的に活用し、農商工と連携しながら、道央圏など人口の多い地区を中心に鹿追町の“知名度及び経済効果を高める”よう推進します。

来訪者が経済効果をもたらすことを、関係者が共通の理念として捉え、それぞれの立場でアクションを起こせる「きっかけ」づくりと「めざす姿」を啓発します。

鹿追町の知名度アップを推進しながら、農畜水産物・特産品の“ブランドイメージ”を上げる手法を取り入れていきます。

売り上げによる経済効果のほか、自治体の知名度アップそして“商品のPR”が挙げられるため、主要な特産品販売の場に積極的に参加し情報収集にも努めます。

■講すべき施策に関する基本方向（現状と課題）

<観光客増から来訪者増へ>

継続的に発展する「人が訪れる地域づくり」として成功するためには、入込み数評価から、来訪者の満足度やリピーター率を高め、満足度を高める視点です。そのためには各事業所や町民のきめ細やかな気配りを育むことが重要です。

鹿追町は、農業と観光を連携した観光振興をまちづくりの柱に位置付けており、町と観光協会では、大雪山国立公園に位置する然別湖などの観光資源に加え、グリーンツーリズムなどの農業体験や花によるまちづくりなど、地域における産業や地域づくり活動との結び付きを強めています。さらに地域資源に光を当てる工夫を行うほか、積極的な観光情報発信を進めています。

これからの大きな課題は、鹿追町の知名度の低さで、積極的な情報発信による鹿追町の知名度アップが重要です。観光の多様な側面や観光の裾野の広がりなどについて、特に近年増加傾向にある外国人観光客に対し地域全体の再構築という役割の浸透はまだ進んでいません。

しかし、着実に古いイメージの観光から地域再生の意識のもとに、観光は「総合地域産業」として、注目するようになっていきます。人が集まる地域は活性化し、人が集まらない地域は衰退することになります。人口減少社会が始まり、来訪者や交流人口の役割

が俄然大きくなり、人の誘致が地域最大の政策課題になってまいりました。元気のある地域は発展するが、そうでない地域はますます疲弊することとなり、「人の訪れる地域」にすることが自治体の政策課題になってきました。

まちづくり型観光振興は、地域の知恵と実行力が問われていますので、有識者や民間の方々とともに協働で、できることから観光施策を展開して、多くの来訪者を増やすため、地域独自の工夫を重ねていきたいと考えています。

■ ■ ■ 具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 観光客増から来訪客増を目指します。

○まちづくり型観光振興を目指して

- まちづくり型観光振興をすすめるため、新たな観光集客素材となる地域資源の把握と連携を進めます。また、観光の役割を多面的に捉え、総合的な地域の魅力づくりに生かします。
- 民間と行政の役割を意識し、時代のニーズに対応できる人材育成を図るとともに、民間の柔軟性及び機動性を生かした観光振興を進めます。

○情報提供機能の強化を図り、質・センスの高い情報の提供

- 情報発信・更新頻度の維持、民間ブロガー（インターネット上のブログの更新者のこと）との連携、民間情報の収集を図り、情報内容を充実させ効果的な情報発信によって、好感度及び親近感アップや鹿追ファンづくりを目指します。
- また、各種印刷物（外国語版を含む）の充実を図り効果的な配付をするとともに、道の駅「しかおい」、「うりまく」の情報発信の強化を図ります。特にホームページの更新をリアルタイムで行いあわせて、観光案内所での対面情報の良さを生かし、情報提供の充実を図ります。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
観光客数 （うち外国人観光客）	805,000 人 (2,609 人)	1,000,000 人 (5,000 人)

基本事業名	事業番号	対象者
鹿追町観光協会活動事業	307-1	観光協会
情報の収集提供機能の促進	308	観光客
体験型観光資源を活用した観光の推進	309	観光客
観光客誘致促進	310	観光客

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）

これまでの振り返り総括

観光客のニーズにあった観光インフォメーションの充実及び外国人観光客への対応強化が必要と思われます。

第3節 日本ジオパーク認定を新たな観光の推進に生かすために

＝ 戦略11 ＝

■基本目標

とち鹿追ジオパークは、平成25年12月に国内33番目の日本ジオパークに認定されました。とち鹿追ジオパークの第一の特徴は、大地の誕生から、火山の活動、氷期の気候変化、そして現在の人々の暮らしに至るまでのストーリーが、子どもたちにも大変分かりやすいかたちで見られるところにあります。

鹿追町の大地は、約1,500万年前の日高山脈の誕生に端を発し、約100万年前の十勝三股での大規模噴火による火砕流の流入などにより基礎がつけられました。その基礎の上には、約30万年前に始まった火山活動により然別火山群が誕生し、その火山群によって旧然別川が堰き止められ然別湖が誕生しました。

然別火山群には、日本最大級の風穴地帯が形成され、日本最古の氷を含んだ永久凍土が確認されています。その特異な環境の上には、高山植物のお花畑が広がり、エゾナキウサギやカラフトリシジミなど氷期の遺存種が暮らす、まるで「氷河期の博物館」とよべるような生態系が育まれています。また、山麓の然別湖では、オショロコマが陸封され、エラの形態が変化したミヤベイワナへと独自の進化を遂げています。

人々の暮らしのストーリーは、旧石器時代から始まります。先住民アイヌは鹿追をクテクウシ（鹿の追い込み柵・多くある・処）とよびました。鹿を追って暮らしていた大地は、人々の工夫と努力により現在では国内有数の農業地帯となっています。

とち鹿追ジオパークの第二の特徴は、「生きる力をはぐくみ、郷土を愛し、21世紀の国際社会をたくましく生きる人材の育成を目指す」という理念のもと、すでに平成15年から、全国的にも珍しい小中高一貫教育が行われ、12年間の教育の中で鹿追の自然や歴史、環境問題などを学んだ子どもたちが地域で育っていることです。この教育は、鹿追と自然・環境条件の似たカナダとの連携も含め、「新地球学」という独創的なカリキュラムを作りだし、それにもとづく小中高一貫教育が続けられています。また、とち鹿追ジオパークの素晴らしい自然環境を学ぶ取り組みは、然別湖ネイチャーセンターを筆頭とする観光事業者によって、国内でも先駆的に展開され毎年多くの修学旅行生や観光客に提供されていることも、当ジオパークの大きな特徴です。

日本ジオパークの認定をもとに、当地域で行われている様々な活動を有機的に結びつけ、地域内で暮らす人々がさらに故郷を知ることにより郷土愛を深めていきます。さらに、

多くの観光客や修学旅行生に、鹿追町内で長年培われた自然体験活動の素晴らしさを伝えます。また、日本ジオパークネットワークにおいて全国各地のジオパークや観光地と連携をとり、全国の取り組みを学び、とちぎ鹿追ジオパークの取り組みを紹介していきます。以上を通して、鹿追町への新たなひとの流れをつくっていきます。

■ ■ 講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

とちぎ鹿追ジオパークは、日本ジオパークの認定をもとに鹿追の特色を生かして、鹿追ならではのスタイルで、地域の皆さんと一体となって作り上げ、鹿追町への新たなひとの流れをつくっていきます。

鹿追町は然別湖周辺を中心に貴重な自然遺産に恵まれています。日本ジオパークの認定は、その保全とともに鹿追町の地域全体で新たな魅力を発掘していく絶好の機会であると捉え新たなジオサイトの調査や看板の整備を進めていきます。

鹿追町は子どもたちにジオパークが理想とする教育を提供していますが、町民の皆さんや観光客の皆さんにも鹿追の自然や文化を学ぶ機会を広げるため、ジオツアーやジオ講座の充実と拠点となるジオパーク会館やロッジの整備を進めます。

また登山をとまなうジオツアーにつきましても引き続き進めます。

更に、子どもたちにもジオに関するより専門的な知識を提供するために、ジオツアーや出前授業の取り組みを進めます。

とちぎ鹿追ジオパークは火山活動や地質調査等、研究を深めなければならない点が多くあります。そこで大学関係者や研究者に、ロッジなどの施設を提供しその成果を還元してもらう取り組みを進めます。

鹿追町は観光でも素晴らしい成果を上げていますし、然別湖周辺にはネイチャーセンター等、優秀なプロガイドがいますが、認定を契機に市街地周辺においても観光客に対応できる人々を育成します。

鹿追町の広大な農地の景観や豊かな恵みは当ジオパークの大きな魅力になっています。その特色を生かし農畜産物にジオのストーリーを付け加えることで、更なるブランド化やツアーの開発等も進めます。

町内の商店の皆さんと連携し相互の情報発信をするためジオマスターの店を整備します。同時にジオグッズ、ジオフード等の開発や販売等も進めます。

更に町内外の皆さんと共に活動を進めるために、サポーター制度を進めます。

インフォメーション機能を充実させるため、道の駅横の施設や拠点施設の整備、更には、ホームページ等の充実に努めます。

ジオパークの知名度や国の支援策の向上、そして観光客や修学旅行生の誘致を図るため、日本ジオパークネットワークに加盟している他のジオパークとの連携を強化します。

■ ■ ■ 具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標

施策① ジオパークを訪れた人が存分に楽しめるよう整備を進めます。

- 拠点施設としての機能を整える
- 観光客が一人で来てもジオを楽しめるようにする。
- ジオの新たな魅力をつくる

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
ジオパーク会館の改修	—	100%
各種看板の設置	—	80%

基本事業名	事業番号	対象者
ジオパーク会館の改修	新規	町民・町外
各種看板の設置	新規	町民・町外
ジオサイトの開発整備	新規	町民・町外

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
会館やジオサイトを利用する	会館改修・看板の設置・ジオサイト整備

これまでの振り返り総括
基本計画を策定し、改修や整備を進めている。

施策② 子どもから大人まで、鹿追の自然の素晴らしさを学びます。

- ジオに関するより専門的な知識を提供する
- 鹿追の自然や文化を学ぶ機会を広げる
- ジオの目的や内容を伝える
- 鹿追の自然や文化を学ぶ機会を広げる

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
ジオツアー・ジオ講座	—	20 回
視察対応や出前授業等	—	2,000 人

基本事業名	事業番号	対象者
子ども向けジオツアー	新規	小学生
一般向けジオ講座	新規	中学生以上
ジオ講演会の開催	新規	町民・町外

視察対応や出前授業等	新規	町民・町外
------------	----	-------

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
ジオツアーやジオ講座に参加する	ジオツアーやジオ講座の計画と実施

これまでの振り返り総括
町内外から多くの方に参加頂き、鹿追の自然や文化の素晴らしさを学ぶ機会を広げている

施策③ ジオパークの魅力を多くの人に伝え観光客の誘致を図ります。

- とち鹿追ジオパークの魅力を伝える
- ジオの情報が商店街でも得られる
- ジオの冠を付け、ブランド化を図る
- 観光客や修学旅行生の誘致につなげる
- とち鹿追ジオパークの支援組織をつくる

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
ジオマスターの店	—	30 店
ジオサポーター制度	—	30 人

基本事業名	事業番号	対象者
一般向けジオツアー	新規	町民・町外
ジオマスターの店	新規	町内商店主
ジオ商品の開発・販売	新規	町民
JGN との連携	新規	JGN 関係者
ジオサポーター制度	新規	町民・町外

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
ジオマスターやサポーター制度に参加する	町民の協力を得て観光客の誘致につなげる

これまでの振り返り総括
ジオマスターの店やサポーター制度等、町民の皆さんの協力を得て進めている

施策④ 鹿追にある貴重な大地の遺産を保全する活動を行います。

○保全するため関係機関と協力する

○講座における周知や関係機関と協力

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
ジオサイトの整備	—	80%
希少動植物の周知	—	80%

基本事業名	事業番号	対象者
ジオサイトや山道の整備	新規	町・団体
希少動植物の対応検討	新規	町・団体

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
保全ルールを守って利用する	保全ルールの周知・徹底を図る

これまでの振り返り総括
希少動植物に関する講座の開設や保全ルールを呼びかける看板の設置を進めている

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

第1節 思いやりの心豊かな社会づくりのために

＝ 戦略12 ＝

■基本目標

「命」の大切さを、保健教育を通し伝える長期的展望にたった町づくりを目指します。

時代を担う乳幼児・児童が健やかに成長していくために、養護と教育の充実、子育て支援と地域社会の環境整備を図ります。

■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

核家族化、少子化などにより子育て家庭が様々な負担感を感じていますが、その軽減を図る施策とともに妊産婦・乳幼児への切れ目の無い保健対策を展開していきます。また、孤立しやすい子育て家庭に寄り添い、親としての喜びや男女が協力して子どもを育てることの意識づけ、子どもを生み育てるすばらしさなどを感じてもらえる教育・広報・啓発について、各分野が連携し、取り組みを推進していきます。

次代を担う乳幼児・児童の成長発達段階に応じた保育については、認定こども園・地域保育所・子育て（発達）支援センターで行い、健全な心身の健康と基礎を培っています。近年、環境の変化が保育ニーズ、子育て支援等への要望として高まりを見せています。保育行政では、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の理解、協力の下に、子どもが健康・安全で情緒の安定した生活が送れるよう、環境を整備していくことが必要です。

■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 子育て支援の推進

○保健教育の推進

■親としての喜びや男女が協力して子どもを育てることの意識、子どもを生み育てるすばらしさなどに関する教育・広報・啓発について、各分野が連携し、取り組みを推進していきます。

■思春期に「命」の大切さや妊娠適齢期などの知識の情報提供を推進し、長期的展望にたった保健教育を推進します。

■妊娠を機に、産前教室や産後交流会を通して妊婦から産婦・乳幼児の健康や母性・父性の認識を再確認し、相互の役割を理解し協力できる子育てや孤立しない育児環境づくりができるよう、健康教育・相談を実施します。

○認定こども園・子育て支援センターの整備と充実

■既存施設と周辺環境の整備を図り、適切な保育環境の充実に努めます。また、こども園施設の環境整備の具体策を協議します。幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた幼児像を具体化するとともに、乳幼児の心身の発達や地域・家庭・園（所）の実態に応じて、教育・保育課程を見直します。

- 教育・保育の資質成果は、保育教諭の人間性と能力によるところが大きいものであり、自己研修、職場研修、関係機関研修等の参加を適宜行い、資質と能力の向上を図ります。

○放課後こどもプラン推進事業の充実

- 学齢児で放課後や休校日に保護者の就労や病気などのために、放課後児童保育（学童保育）が有効活用されるよう充実に努めます。
- また、学齢児で放課後や休校日に誰もが利用でき、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する多面的機能を持つ安全安心な活動拠点(居場所)の設置について提言します。(※教育部会の施策との整合性)

○発達支援事業の充実

- 乳幼児の心身の健全な発達を促す支援の強化として、適正月齢ごとの健康診断、健康相談、離乳食指導及び離乳食訪問などの健康教室を推進します。さらに子どもに何らかの課題があり、育てにくさを感じている親子に対し、早急な対応・支援を行い、親の育児負担を軽減し、親子がすこやかに育つように、親が理解できるように努めます。また、児童相談所、十勝総合振興局、こども園・保育所、教育委員会等関係機関との連携強化に努めます。

○子育て相談体制の充実

- 育児に不安や悩みを持つ保護者から相談（直接来訪、電話、FAX、メール、手紙等の手法による）を受け、適切なアドバイスを行い、相談しやすい環境づくりや不安解消に取り組みます。保護者の負担軽減や育児方法の解決を目指すため、こども園・保育所に通園しない子どもとその親をサークル化するとともに、共通の問題や情報交換、遊び等を通して子どもの健全育成を図ります。また、乳幼児健診や個別訪問を通し個々のニーズに応じた相談を行います。
- 多様化し高まりを見せる保育ニーズを調査研究し、その実現に向けた内容や方法を検討します。
- 子育て支援に関する情報を収集し提供します。また、子育て全般に関してそれぞれの情報交換の場を作り、子育てに役立たせます。
- 家庭・地域との連携を深め、地域環境を活かした生かした教育・保育を行います。

指標	現状値（平成25年度）	将来値（平成31年度）
3才児健診受診率	95.9%	100%

基本事業名	事業番号	対象者
パパ・ママ教室の実施	3	妊婦と夫
乳幼児健診等の実施	4	乳幼児
思春期保健事業	6	中高生

乳幼児事業の環境整備	5	妊婦
療育・訓練等の支援の充実	34	乳幼児・児童・生徒
乳幼児・児童福祉対策推進事業	41-1	中学生までの子を持つ保護者
乳幼児・児童福祉対策推進事業	41-2	ひとり親家庭
放課後児童保育の充実	42	児童
保育教諭の資質向上と研修充実	55	保育教諭
環境を通して行う教育保育の整備充実	54	乳幼児・保護者
地域社会、家庭との連携充実	57	乳幼児・保護者・小中高生・高齢者等
認定こども園しかおい建設への推進	56	乳幼児・保護者
育児等の相談・助言等	58	子を持つ親
子育てサークル等の育成・支援	59	子を持つ親
特別保育事業の調査・研究	60	子を持つ親
情報提供・交換活動	61	子を持つ親

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
支援センター等を利用。健診を受診する。	子育てを一人で抱え込まない地域環境づくりを行う

これまでの振り返り総括
思春期から子育てまで各関係機関が連携して切れ目ない子育て支援を行ってきた

第2節 鹿追ならではの学校教育推進のために

＝ 戦略13 ＝

■基本目標

個性を伸ばし、生きる力を育てる鹿追ならではの教育を実践します。

地域のよさを生かし、潤いと活力に満ちた学校経営の充実を図ります。

一人ひとりの個性を生かし、わかる喜びと自ら学ぶ意欲を育て、確かな学力を身に付けさせる学習指導の充実を図ります。

人間や自然を愛し、他を思いやり、自らを律し、豊かな心を育てる生徒指導の充実を図ります。

自らを鍛え、たくましく、健やかな心身を育てる健康・安全指導の充実を図ります。

■ ■ 講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

<幼児教育>

幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、就学前の教育の充実が望まれています。また、小1プロブレムなどの学習環境の変化による課題が発生し幼児教育から義務教育へ円滑な接続を図る取組みが求められています。

<小中学校教育>

今日の学校教育には、自ら学び自ら考え行動する力や社会の変化に主体的に対応できる力、豊かな人間性とたくましく生きるための力が求められています。

また、かつて経験したことがない人口減少社会や高度情報社会をむかえ、人間関係の希薄化など地域力の低下が課題となっています。

このような社会において、学校・家庭・地域社会の連携・協力が不可欠であり、保護者や地域住民が学校運営に参画するなど、地域の要請を的確に反映させ、創意工夫した学校づくりを進めることが求められており、各校では地域の資源である自然環境や町民の協力を得て、多様な教育活動を展開し、児童生徒が意欲的に学校生活に取り組むことができる特色ある学校づくりを進めています。

学習指導においては、基礎的・基本的な内容を重視するとともに、児童生徒一人ひとりの個性や可能性を尊重し、自ら学ぶ意欲、思考力・判断力・表現力などの資質や能力を育成しています。

児童生徒の問題行動については、いじめや不登校など皆無とはいえ、決して予断を許すものではありませんが、児童生徒一人ひとりの特性を的確に把握し、教師一人ひとりが適切に指導する能力を高めるとともに、すべての教育活動を通して、一人ひとりの児童生徒のよさや可能性を伸ばす生徒指導を進めています。

近年、社会環境や生活様式の変化は、児童生徒の心身の健康や安全に様々な影響を及ぼしており、学校体育、学校保健、学校安全、学校給食等のそれぞれの領域が、独自の機能を担いつつ相互に関連を図りながら、児童生徒の健康安全の保持増進を図っています。

<高等学校教育>

鹿追高等学校の2学級維持のために、地域の要望に沿い、時代の進展に対応した創造性豊かな心身ともに健全なたくましい人材を育成するため、諸活動に対し協力並びに支援をしてきたところです。

地域に根ざした魅力ある高校づくりのため、高校1年生全員のカナダ短期留学派遣等を実施しています。

■ ■ ■ 具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 幼児教育、小・中学校教育の充実

○幼児教育課程の改善充実

- 幼児の心身の発達や地域・家庭、園の実態に応じて、幼児教育課程を改善充実します。
- 認定こども園と小学校の連携推進
 - 認定子ども園と小学校の連携を推進し、教育内容・方法の改善充実に努め、小学校への円滑な接続を図ります。
- へき地・小規模校の教育の充実
 - 近隣校と共同で行う学習や大規模校、外国の人たちとの交流を促進します。
- 特別支援教育の充実
 - 一人ひとりの障がいの実態を的確に把握し、障がいの状態・発達段階や特性に応じた指導内容・方法を改善充実します。
- 就学援助の充実
 - 就学困難な児童生徒に対する就学援助を実施します。
 - 通学バス等必要な整備を図ります。
- 鹿追高等学校や大学等修学に対する援助の充実
 - 鹿追高校寮の整備や通学生徒に対する各種援助を充実します。
 - 大学等修学に対する各種援助を充実します。
- 開かれた学校づくりの推進
 - 児童生徒、教職員の社会参加や学校施設の開放、地域の人材・施設の活用など地域の教育資源を生かし、情報の共有化を目指した学校づくりを推進します。
- 小中高一貫教育の推進
 - 小中高一貫教育推進会議の体制を強化し、13年間の一貫したカリキュラム研究を推進します。
- 少人数学級の推進
 - 少人数学級により、目の行き届いた教育現場の実現を推進します。
- 教育課程の改善充実
 - 「生きる力」の育成のために、地域や学校及び児童生徒の特性を生かした調和のとれた教育課程を改善充実します。
- 学習指導の改善充実
 - 基礎・基本の定着を図り、一人ひとりのよさを生かし、自ら学ぶ意欲を高める学習指導の充実に努めます。
- 道徳教育の充実
 - 人間的なふれあいを深め、家庭や地域との連携し、内発的な自覚を深めるとともに道徳的実践力を高める指導を推進します。
- 生徒指導の充実
 - 人間や自然を思いやり、自らを律する心を育てる生徒指導を推進します。
- 進路指導の充実

■能力や適性に応じて自らの生き方を考え、進路の選択を適切に行えるよう進路指導を推進します。

○情報教育の推進

■ICTを活用した教育を推進します。

○国際理解教育の推進

■文化や伝統を尊重し、国際社会に貢献することのできる能力や態度を育てる教育を推進します。

○教職員の研修の充実

■自発的な研修活動や校内研修の促進、各種研究会の開催や各種研修会への参加など研修機会を増やします。

○自然体験留学制度の推進

■豊かな自然の中での体験をとおして、教育の活性化と都会と地域の子ども相互の交流を推進します。

○健康安全教育の充実

■自他の生命を尊重し、進んで健康・安全の保持増進を図る指導や、食に関する指導の充実を図ります。

○安心・安全な給食の充実

■新鮮な地場産品を活用した安心・安全な給食の提供を図ります。

○学校教育施設設備の整備充実

■小・中学校施設設備の必要な整備を実施します。

■教材の整備充実を図ります。

■自然体験留学センターの必要な整備を実施します。

■教職員住宅の必要な整備を実施します。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
小中高一貫教育の推進（実施校）	8 校	9 校 （認定こども園含む）
少人数学級の推進（鹿追小学校）	1 年・2 年が 35 人学級 （国・道の基準）	1 年～6 年まで 30 人学級
高校卒業生への修学資金の貸付支援	34 名	45 名
国際理解教育の推進（町内外国語活動担当教諭数）	2 人	4 人
自然体験留学制度の推進（親子留学世帯数）	2 世帯	5 世帯

基本事業名	事業番号	対象者
幼児教育課程の改善充実	79	園児
認定こども園と小学校の連携推進	80	園児・児童
へき地・小規模校の教育の充実	85	児童生徒
特別支援教育の充実	86	特別支援学級児童生徒
就学援助の充実	87	援助を必要とする児童生徒
鹿追高等学校や大学等修学に対する援助の充実(奨学補助金・修学資金貸付)	88-1	鹿追高校生・卒業生
鹿追高等学校や大学等修学に対する援助の充実(鹿追高校寮整備)	88-2	鹿追高校生
開かれた学校づくりの推進	89	町民
小中高一貫教育の推進	90	児童生徒
少人数学級の推進	91	児童生徒
教育課程の改善充実	92	児童生徒
学習指導の改善充実	93	児童生徒
道徳教育の充実	94	児童生徒
生徒指導の充実	95	児童生徒
進路指導の充実	96	児童生徒
情報教育の推進	97	児童生徒
国際理解教育の推進	98	児童生徒
環境教育の推進	99	児童生徒
教職員の研修の充実	100	児童生徒
自然体験留学制度の推進	101	児童生徒・保護者
健康安全教育の充実	102	児童生徒
地産地消の推進(地場産品の利用促進を図る)	103-1	
食育の推進(給食(食べ残し)廃棄の削減を図る)	103-2	
学校教育施設設備の整備充実(小・中学校施設、自然体験留学センター、教職員住宅等の必要な整備を行う)	104-1	児童生徒・保護者・教職員

役割分担	
町民(町民、事業所、地域、団体)	行政(町、道、国)
教職員(教職員の資質の向上とサービスの遵守)、町民(事業の理解と利用)	行政(目標を意識した業務の遂行・事業の周知)

これまでの振り返り総括

平成15年度から文部科学省の研究開発校の指定を受け、小中高の継続性のある教育活動に取り組んできた。このことにより、義務教育に関する法令の改正等に貢献した。さらに、子どもの学力向上に関しても、コミュニケーション力と共に他教科でも大きな効果が見られる。

第3節 自ら学び行動する人間形成と心豊かな地域社会のために

＝ 戦略14 ＝

■基本目標

子どもが育つための愛情と信頼のある家庭機能の充実を図るとともに、基本的生活習慣や社会性を育み、地域のふれあいを大切にする家庭づくりを支援し、すべての子どもが心豊かに育む家庭教育の推進に努めます。

■■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

いじめ、不登校や非行の低年齢化が社会問題となっている今日、改めて家庭教育の重要性が問われています。本町では、幼児教育や小中学校など子どもの発達段階に応じた子育て学習機会の充実に努めてきました。高齢者との交流や図書館活動での乳児とのふれあい、他機関との連携による食育講座開催、PTAと連携した家庭教育学級での親子活動などを展開してきました。

今後、家庭の教育力の向上のため、さらなる家庭と学校・地域社会との連携が求められます。そのために、子育て情報提供や家庭教育講演会開催などによる、直接、家庭の教育力を高める取り組みや、子育て支援センターとの連携、子ども・子育て支援事業計画など、他機関との協力体制を強めていきます。さらに、家庭教育学級活動の向上を図るため、父親の子育て参加場面の創出や活動計画の内容充実による、参加型家庭教育学級を目指すなど意識の改革を図る必要があります。

■■■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 家庭教育の推進

○子育て支援および家庭教育支援の充実

- 関係機関、団体、サークル、地域社会全体の連携による子育て支援および家庭教育支援の充実を図ります。

○地域活動の拡充

- 交流等を目的とした親子参加による地域活動の拡充を図ります。

○子育て参加の充実

- 異世代交流、父親の子育て参加の充実を図ります。

○家庭教育学級活動の充実

- PTAなどとの連携による家庭教育学級活動の内容の充実を図ります。

○食育や生活習慣改善の推進

- 関係機関との連携によって、家庭から食育や生活習慣改善の推進を図ります。

○人材等の養成

- 子育て支援団体との連携や家庭教育支援人材等の養成を図ります。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
家庭教育に参加する人数(延べ人数)	980	1,000

基本事業名	事業番号	対象者
子育て機関との連携事業	105	保護者
家庭教育学級運営事業	106	保護者
地域子ども会育成連絡協議会との連携事業	107	保護者
PTA等関係機関との連携事業	109	保護者
食生活の見直し事業	110	保護者
子育て支援センターとの連携事業	111	保護者

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
行政との連携や積極的な子育て等への関与	子育て支援等の機会や関係機関連携づくり

これまでの振り返り総括
<p>子育てや家庭教育の支援等については、行政の関係機関（子育て支援センター、福祉課、子育てスマイル課など）や学校、関係団体・事業所との連携が不可欠であり、社会教育課だけでは効果的な事業は実施できません。</p> <p>現在、実施できていない事業（幼児家庭教育通信の発行など）については、関係機関との連携・協力を得て見直しを図っていくとともに、関係機関との連携体制を築き上げながら町民のニーズに応じた事業の展開をしていくこととします。</p>

＝ 戦略15 ＝

■基本目標

地域の特性を生かした多様な体験活動の機会の提供やボランティア活動の一層の充実を図るとともに、青少年活動のリーダーの養成を行い少年活動の推進に努めます。

■ ■ 講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

少年期は社会性や自主性を育み、心身ともに調和のとれた人間形成の基盤を築く大切な時期です。

しかし、現在少年を取り巻く環境は犯罪の低年齢化や凶悪化、家庭教育力の低下など深刻な状況にあります。本町においては少子高齢時代による子どもの数の減少により、地域子ども会活動の低下など、子どもたちが多様に体験する機会が減少しています。

そのために、地域の教育力や民間の教育力を再度掘り起こし、鹿追町の環境と人材を生かした、体験活動の提供やリーダーの育成など、豊かな個性と思いやりの心を育む必要があります。

■ ■ ■ 具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 少年活動の推進

○活動の機会拡充

■社会参加や自然体験活動などの体験活動の機会拡充を図ります。

○教育力の再生

■地域教育力の再生を図ります。

○団体活動の育成

■地域子ども会育成連絡協議会等の活動の育成を図ります。

○健全育成の支援

■少年少女の健全育成の支援（リーダー、ボランティア、国内研修等）を図ります。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
地域子ども会育成連絡協議会事業の参加者数（延べ人数）	348 人	350 人

基本事業名	事業番号	対象者
自然体験あそび隊事業	112-1	子ども
スノーパラダイス事業	112-2	子ども
学校支援事業	113	町 民
地域子ども会育成連絡協議会事業	114	子ども
ジュニアリーダーコース道東事業	115-1	中高生
ジュニアリーダー研修事業	115-2	子ども
台東区児童派遣事業	115-3	子ども

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）

学校・地域・団体活動などを通じた少年活動への積極的な関与	学校・地域・団体活動の支援と子どもを対象とした研修機会の提供
------------------------------	--------------------------------

<p>これまでの振り返り総括</p> <p>地域子ども会育成連絡協議会を中心に、団体活動への連携・支援を通して少年活動の推進を行っていますが、活動に関与する大人や子どもの固定化なども見られます。今後は、単位子ども会等との連携を密にしながら、新たに活動の企画・運営に参加するボランティア育成者等の掘り起こしや育成者の積極的な関与を進めていくことが必要です。</p> <p>また、子どもが少ない地域（子ども会）においては複数の単位子ども会が連携した取り組みを進められるよう支援していくことが必要です。</p> <p>これまでどおり、リーダー研修等には引き続き児童・生徒を派遣していくとともに、各種少年活動においても、特に高学年の生徒・児童をリーダーとして育成していくよう活動内容の工夫を進めていきます。</p>

＝ 戦略16 ＝

■基本目標

将来を担う青年達に幅広い視野と豊かな社会性・人間関係を構築できるよう青年活動の推進に努めます。

■■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

青年期はより豊かな社会性を身につけるなど、郷土の担い手としての資質や実践的な態度を身につける大切な時期です。本町には青年の活動拠点となるピュアモルトクラブハウスが建設されており、恵まれた環境で青年活動を行うことができます。青年活動は良好な人間関係や業種を超えて相互のネットワークを築くためにも、交流を中心とした活動が今後重要となります。

そのために、青年活動の活性化を目指した幅広い交流と学習機会の充実や、自己実現へ向けた積極的な社会参加の推進を図っていきます。さらに地域の担い手として今後の資質向上のためにも、青年活動が自主的に行われ、自立の精神が築かれる青年教育の充実を図る必要があります。

■■■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 青年活動の推進

○青年活動の育成と支援

■自立した青年活動を養うための育成と支援を図ります。

○学習機会の充実

■豊かな社会性を身に付けるため研修や学習機会の充実を図ります。

○青年交流活動の推進

■青年の交流活動を活発にするため、異業種交流や世代間交流の推進を図ります。

○青少年人材育成事業等の推進

■幅広い視野の育成のため、国内外を通しての青少年人材育成事業等の推進を図ります。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
ピュアモルトクラブハウス青年利用者数（延べ人数）	3,054 人	3,500 人

基本事業名	事業番号	対象者
各団体活動支援事業	116-1	青年
成人式事業	116-2	新成人
ピュアモルトクラブとの連携を図った学習の充実	117	青年
青年交流事業	118	青年
人材育成事業	119	青年

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
積極的な青年活動への参加	団体・青年活動の支援や学習機会等の創出 およびきっかけ作り

これまでの振り返り総括
<p>恵まれた青年の活動拠点施設「ピュアモルトクラブハウス」を活かして積極的な青年活動が行われ、団体内の連携の構築や職種などを問わず町内青年の横断的な連携が取られています。</p> <p>しかし、近年はピュアモルトクラブハウスの青年利用者が減少傾向にあるとともに、青少年人材育成事業の利用も少ない状況にあります。</p> <p>今一度、ピュアモルトクラブと意見交換や連携を密にしながら、ピュアモルトクラブハウスを活用した青年活動を推進していくとともに、ニーズ等に応じた支援を行っていくことで自発的な青年活動を支えていくことが必要です。</p>

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

第1節 健康保持増進のために

＝ 戦略17 ＝

■基本目標

若い世代からの健康保持増進のため、特定健康診査等実施計画やデータヘルス計画を基に、疾病の予防等について個別指導と健康増進への支援強化を図り、生活の質の向上を図る支援体制を強化します。

「生涯健やかに思いやりの心あふれる地域づくり」の実現に向け、町民が健康で元気に暮らすための支援や社会環境の拡充と改善を図ります。障がい者の社会参加を位置づけるため、町民意識の向上を図るとともに支援の確立に努めます。

また、高齢者が健康で元気で暮らすための介護予防を推進するとともに、介護を必要とする状態になっても、その人らしい暮らしができるよう、介護・予防・医療・生活支援サービス・住まいの5つを一体化して提供していく、地域の実情にあわせた鹿追型の「地域包括ケア」の整備を進めます。

更に、超高齢化社会の進展を見据え、住み慣れた地域で最後まで自分らしい暮らしを送ることができる「看取り社会」の姿を地域包括ケアの中で考えていきます。

■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

健康づくりは、個人の責任において自発的に取り組むべき課題ですが、社会全体としても、個人の主体的な健康づくりを支援することが求められています。全ての町民が心身ともに健康で明るい生活が営めるよう、若い世代から積極的な健康づくりや、各種検診等の利用を促進するとともに、個別支援を強化し、生活習慣を改善することにより疾病予防につながる総合的な保健事業を推進します。

町民に正確な情報提供を行い、自らが選択できる環境づくりに努め、個々の意識変革、行動変容が図られるよう相互理解の上、組織を活用します。

先天的疾患・後天的疾患、交通事故等による身体障がい者、また、発達障がいやうつなどの精神的疾患は年々増加傾向にあり、ナーマライゼーションの理念の普及啓発事業等社会参加ができるよう諸施策の整備を確立する。障がい者や社会的弱者が必要とするサービスを受けられる地域福祉の充実を図ることが必要です。

核家族世帯の増加、高齢化率が上昇を示している現状から、今後、介護を必要とする高齢者が増加していくことが予測されます。そこで、高齢者が慣れ親しんだ環境で生活できるような在宅福祉サービスの充実を図るためには、認知症や寝たきりを予防できるような的確な地域の実情に合致した鹿追型の地域包括ケアシステムの構築が必要です。

鹿追型の地域包括ケアシステムを充実していくためには、「保健」「福祉」「医療」を繋ぐ総合サービスが不可欠であり、専門的知識を持った職種やボランティア活動などで活躍できる人材の確保と人材養成のための研修の充実を図る必要があります。

■ ■ ■ 具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 安心して暮らすための保健事業の推進

○市民の健康に関わる情報収集および分析管理

- 特定健診、各種がん検診、基本健康診査、C型肝炎検診、脳ドック検診、骨粗しょう症検診、歯科検診等の対象年齢及び検査料金・検査項目など内容の再検討を行い、効果的な検診の拡充を図り、より一層の受診率向上のための各種施策を実施します。また、疾病統計による疾病構造の把握、各種検診における受診者のデータ及び栄養調査のデータをコンピュータ処理し、効果的に健康管理・増進に活用します。

○情報収集に基づく健康教育・保健指導の充実

- 脂質異常症、糖尿病、肥満などの生活習慣病の増加が深刻な問題となっております。市民の生活の質を向上させるために、個人の行動変容とともに、それを支援し環境づくりを含めた総合的な取り組みが不可欠です。そこで、健康の三要素である、栄養・運動・休養を基本とした健康教育を進め、鹿追町データヘルス計画や栄養・食生活の分析結果を基に、地域性を活かした支援を展開します。また、自ら危険因子の低減を図り、健康をコントロールできるよう健診事後指導を強化します。
- さらに、疾病の予防や重症化防止のため特定健康診査を実施し、健康づくりを推進するとともに、経年健診データを基に、保健師・管理栄養士による個別指導や相談の充実を図ります。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
特定健診受診率	36.4%	60.0%
がん検診受診数（胃がん他）	826 人	1,200 人

基本事業名	事業番号	対象者
生活習慣病予防改善事業	8	予防改善対象者
成人保健各種健診事業	9	検診受診者
情報管理及び活用事業	10	—
成人保健・関係機関の連携	11	—

役割分担	
市民（市民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
積極的に健診を受診し自己管理が出来る。 また地域は健診受診するよう支援する	受診しやすい環境づくりや健診結果を受診者が理解できるよう指導力の充実を図る

これまでの振り返り総括
医療機関や各種団体などの関係機関と連携し、各種検診の受診率の向上を図り、病気の予防・早期発見・早期治療に勤めた。

施策② 障がい福祉サービスの充実

○障がい福祉サービス提供体制整備の推進

- 施設や病院から退所・退院が可能な障がい者の方々の地域生活への移行を促進するとともに、共同生活援助による住まい、日中一時支援による日中活動、ボランティアを活用した福祉的就労の確保など社会資源の整備につとめることで、自立した生活や就労ができるよう、「希望するすべての障がいのある方が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指します。

○相談支援体制の充実

- 発達に遅れのある子どもや障がい者（児）及びその家族に対して、自立した生活や就労ができるよう関係機関と連携するなど相談支援の充実を図り、計画相談支援の利用者数の増加に向けた体制を整備します。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳・療育手帳	347 名	300 名
グループホームの個室数	0 件	10 件
就労支援者数	2 件	5 件
委託事業所数	1 件	3 件

基本事業名	事業番号	対象者
障がい者福祉サービスの充実	33-1	障がい者（児）
グループホーム事業	33-3	障がい者（児）
障がい者（児）の就労支援の充実	35	障がい者（児）
日中一時支援事業	33-2	障がい者（児）

役 割 分 担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援事業所の増加 ・日中一時支援事業所の開設 ・地域の見守りの担い手 ・ボランティア活動の担い手と推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターや鹿追共同生活援助「すばる」への町補助金 ・社会福祉協議会等活動育成と予算の確保

・研修の参加	
--------	--

これまでの振り返り総括

鹿追町相談支援事業所や障がい者グループホーム（共同生活援助）が開設されるに伴って、障がい者（児）の相談体制が充実し、また、地域に住居が建設されました。今後は就労・日中一時などの日中活動できる事業所の確保が必要です。

施策③ 鹿追型の地域包括ケアの推進、地域で支える介護予防、介護事業のかたち

○地域包括ケアシステムの構築

- 高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、生活支援、介護予防、社会参加が一体的に推進される住民参加（ボランティア等）による支えあいの仕組みや地域づくり、保健・福祉・医療・介護と連携を図り、介護が必要になる可能性のある高齢者を把握し、包括ケアシステムの構築を進めます。

○地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

- これまで介護予防サービスで行われていた介護予防訪問介護は「訪問型サービス」、介護予防通所サービスは「通所型サービス」とサービス名が変わり、市町村が実施する地域支援事業に移ります。（鹿追町は平成29年4月に移行予定）介護が必要になる可能性のある高齢者の状況を把握し、鹿追町の実態に即した介護予防サービスの充実と円滑な運営を図ります。

○生活支援サービス体制の整備

- 介護や生活支援を必要とする高齢者や単身世帯等の増加する中、生活の継続に必要な買い物や掃除の支援、高齢者が生きがいを持って参加できる活動が、これまで以上に必要になると見込まれます。住民が実施する取り組みも含めた、多様な担い手による高齢者支援体制を地域の中に作っていくため、「生活支援コーディネーター」や「協議体」の設置を図っていきます。また、各老人福祉施設の維持管理及び環境整備に努め、住み慣れた地域での生活支援のため、地域密着型サービスとして認知症高齢者グループホーム等の建設、バリアフリー住宅等の高齢者向け住宅の建設促進、施設の充実を図ります。

○ボランティア活動活発化の推進

- 元気な高齢者をはじめ、町民自らが担い手として参加する住民主体の活動（有償ボランティア等）の推進のため、専門的知識を持った職種やボランティア活動などで活躍できる人材の確保と人材養成のための研修の充実を図る必要があります。NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、協同組合、民間企業、老人クラブ、寿勤労会等の多様なサービス提供体制を構築し、高齢者を支え合う体制を地域の中に推進していきます。

○在宅医療・介護連携の推進

- 疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築していきます。

○認知症施策の推進

- 認知症になっても、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、個々の状態に応じた適切なサービス提供の流れである「認知症ケアパス」の作成や認知症初期集中支援チーム(認知症の早期から家庭訪問を行い、本人、家族の支援を行うチーム)や認知症地域支援専門員(医療や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーター)を地域包括支援センター等に配置していきます。

○地域ケア会議の推進

- 地域包括支援センターは、個別事例の検討を通じて、地域のネットワーク構築や地域の課題の把握、地域づくり・資源開発、政策形成の5つの機能を市町村レベルで制度的に位置づけていきます。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
要支援者・要介護者数	232 名	361 名
有償ボランティア会員数	0 名	30 名

基本事業名	事業番号	対象者
地域包括支援センターの運営	66	介護予防対象者
社会福祉協議会等活動育成支援事業	51	町民
ボランティア活動促進事業	49	町民
高齢者支援対策の充実（高齢者専用住宅）	75	町民

役 割 分 担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防についての理解と知識の普及 ・地域の見守りの担い手 ・生活支援コーディネーターやボランティア活動の担い手 ・研修の参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの人員確保 ・社会福祉協議会等活動育成と予算の確保 ・地域介護福祉空間施設整備事業の活用

これまでの振り返り総括
今まで、社会福祉協議会との連携を図ってきたが、今後も日常生活支援事業を中心に内

容を見直し、今後、増加していく高齢者たちの支援体制の整備をしていく必要がある。

第2節 誰もが安心して暮らせる医療確保のために

＝ 戦略18 ＝

■基本目標

地域医療体制の充実を図ります。

■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

本町の国民健康保険病院は町内唯一の入院施設を有する診療機関として、昭和26年開設、平成24年8月病院改築、常勤医師2名で、入院病棟は一般病床23床、療養病床27床の計50床規模とし、外来は内科、外科、小児科、整形外科を標榜し、その他診療科目として、眼科、泌尿器科、脳神経内科を非常勤医師で実施、救急告示病院として3床指定を受け、人工透析6床、リハビリ部門、院内薬局を有しています。

健康で安心できる地域づくりのため疾病予防などの健康管理から訪問看護・訪問診療を含めた医療を実施しており、さらに保健、福祉、介護など一層連携を高め地域包括システム構築を医療スタッフの確保を図りながら経費削減に努め公立病院としての地域医療体制の充実を図ります。

■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 地域医療体制の充実

○国保病院体制の充実

■地域医療体制の中心として、医療スタッフの確保をはじめ保健、福祉、介護の連携の地域包括ケアシステム体制の充実を推進します。また、入院を含めた一次医療機関とし診療所・施設等からの患者受入、高次医療は各種高次医療機関と連携を強化します。

○専門外来の充実

■町民が求める医療ニーズに対応できるよう非常勤医師による専門外来を拡充し、一次医療の提供範囲を拡充します。

○救急医療機関体制の維持

■町内唯一の救急医療機関として、24時間救急受入体制を維持します。

指標	現状値（平成25年度）	将来値（平成31年度）
専門外来年間開設日数	96日 眼科 24、小児科 48、泌尿器科 12、脳神経 12	120日 眼科 24、小児科 48、泌尿器科 12、脳神経 12、皮膚科 12、呼吸器 12

基本事業名	事業番号	対象者
医師・看護師体制の充実	76-1	—
院内医療機器の更新	76-2	—
北海道鹿追高等学校看護科誘致期成会活動	76-4	団体
専門外来の拡充	77	—
救急救命センターとの連携強化	78	—

役 割 分 担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
診療や健診（個人・集団・職場）など積極的に医療施設を活用し病気の予防に努める	安心して信頼される地域医療づくりのため引き続き医師、看護師体制の充実を支援し更には医療機器の更新をはじめ専門外来の拡充、救急救命センターとの連携強化を推進

これまでの振り返り総括
病院改築により医療環境は飛躍的に改善された。引き続き他診療施設や病気予防機関との連携を行い信頼される地域医療づくりに努める

第3節 自ら学び行動する人間形成と心豊かな地域社会のために

＝ 戦略19 ＝

■基本目標

学習者のニーズに対応した様々な学習機会の提供や地域の課題解決に向けた活動などを充実し、地域づくり活動への参画を促進するとともに、成人活動の推進に努めます。

■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

本町では、住民の生涯学習支援のため、生涯学習ボランティア「ライフアカデミーマイスター」を中心に活動が進められてきましたが、近年、住民の求める多様な要望に対応できない状況やPR不足などが活動の停滞を招いています。そのために、町内の人材育成や発掘はもとより近隣町の人材バンクの活用や講座への参加についても検討する必要があります。

また、学習活動を推進していくうえで、町内で行われている生涯学習活動や文化・サークル団体の活動、ライフアカデミーマイスター制度のPRに重点を置き、住民との文化的情報の共有を図る必要があるとともに、住民のニーズに即して、ライフアカデミーマイスターなどを活用した新規の生涯講座の検討も必要です。新規の文化・サークル団体の設立や既存の文化・サークル団体への支援についても、各サークル等と十分な連携

を保ち、効果的な支援を行うとともに、民間ノウハウを活用した学習事業についても推進していく必要があります。生涯学習の中核となる成人活動を活発にし、町民参加によるまちづくりのため、より一層充実した学ぶ環境を整える必要があります。

■■■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 成人活動の推進

○各種講座の拡充

- 社会変化に対応した、各種教室・講座・講習種目（民間・近隣町人材バンクを含む）の拡充を図ります。

○学習リーダーの発掘とPRの実施、活用

- ライフアカデミーマイスターを含む学習リーダーの発掘とPRの実施、活用を図ります。

○各種団体等の支援とPRの充実

- 広報紙等を活用して、各種団体等（学習情報）の支援と活動PRの充実を図ります。

○まちづくり活動の促進

- 学習したことをベースに町民参加による地域・まちづくり活動への参加促進を図ります。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
生涯学習および芸術活動への参加者数（延べ人数）	13,328 人	14,000 人

基本事業名	事業番号	対象者
ふるさと学び隊～大人のしかおい学～事業	120	町民
各関係機関と連携したPR事業	121	町民
各講座・団体PR事業	122	町民
ステップアップ講座事業	123-1	町民
女性活動支援事業	123-2	町内女性

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
学びの場への積極的な参加と学習リーダーとしての活躍	文化・サークル活動の支援、学習機会の創出等

これまでの振り返り総括
ライフアカデミーマイスターについては一度整理を行ったうえで、新規登録者の発掘や

新規又は既存のマイスターを活用した新たな事業や生涯学習講座の実施を検討していくことが必要です。

また、広報紙等を積極的に活用し、文化・サークル活動をPRし新たな活動参加者を掘り起こしていくことで、団体の活動を支援していくことが必要です。

＝ 戦略20 ＝

■基本目標

健康で生きがいのある生活を支援するための学習など、個人に応じた多様な学習機会を提供するとともに、学習した成果や幅広い経験を生かした社会参加活動を促進し、高齢者活動の推進に努めます。

■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

ますますの高齢化社会の到来が見込まれ、生涯健康で充実した生活を送るための活動支援が求められています。本町での高齢者学級「白寿大学」は、講演会、体験学習、講座などの学習コースと実技コースでの各自の技術の向上に努め、その学習成果を大学祭の場などで公開し、発表や交流を行っています。近年、地域の老人会、クラブ等でも、健康で楽しく生きがいをもって活動していますが、豊富な知識や経験をもつ高齢者とのふれ合いが希薄になっている傾向にあります。そのために、長年培ってきた豊富な知識や技能を地域に生かす場や機会を確保し、積極的な生きがいを創出する環境づくりに努めることが大切です。

今後は、高齢化社会に対応できる生き方探しのため、あらゆる学びの機会の提供をしなければなりません。高齢者のニーズの的確な把握とともに関係機関、団体との連携や、異世代交流を活発にするための学習支援体制づくりに努める必要があります。

■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 高齢者活動の推進

○高齢者活動の充実

■高齢者学級「白寿大学」をベースに高齢者活動の充実を図ります。

○社会参加機会の提供と促進

■生涯現役を目指して、高齢者の社会参加機会の提供と促進を図ります。

○関係機関との連携

■関係機関、団体（ボランティア機関）などと連携し、高齢者活動の促進を図ります。

○学習活動の促進

■学習活動への消極的な高齢者に対する参加の奨励と促進を図ります。

指標	現状値（平成25年度）	将来値（平成31年度）
----	-------------	-------------

高齢者活動への参加者数(延べ人数)	617人	700人
-------------------	------	------

基本事業名	事業番号	対象者
白寿大学運営事業	124	高齢者
高齢者活動提供事業	125	高齢者
高齢者活動拡充事業	126	高齢者
PR活動事業	127	高齢者

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
高齢者学級の参加、PRや行政との連携	高齢者の学びの場の提供や高齢者への活動への参加呼びかけ

これまでの振り返り総括
<p>これまでは白寿大学を中心とした高齢者の活動が活発に行われていますが、今後も高齢者のニーズを満たしていけるよう積極的な意見交換を図り、教育委員会としての考え方も踏まえて次年度の講座設定に反映していくことが必要です。また、更なる高齢化に備えるため「白寿大学」によらない高齢者活動の推進についても併行して検討していくとともに、関係機関と連携し、活動参加に消極的な高齢者を活動に巻き込み「ひきこもり」を作らない取り組みが重要となってきます。</p>

＝ 戦略21 ＝

■基本目標

実生活に即した教育や文化に関する事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等、公民館活動の推進に努めます。

■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与することを目的としている公民館事業は、町民ホールを中心に町内各地域に11ヶ所の分館を設置し、それぞれに公民館事業の推進を担う分館長を置き、各種の講座・講習会・レクリエーション・スポーツなどの活動を行っています。

しかし、近年、趣味・嗜好の多様化により、分館活動事業への参加者が減少し、その活動が停滞していることも事実で、地域のコミュニティを推進する上においてもその対策が必要になります。

そのために、分館講座などの実施を拡大していく上で、各分館長との連携を密にし、地域のニーズを十分に把握するとともに、時代に即した講座の開催に向けて、参加の促

進につながる活動を行う必要があります。さらに、各分館が連携して合同の講座や事業を行うことにより、公民館事業の活性化を図っていく必要があります。

■ ■ ■ 具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 公民館活動の推進

○分館講座の推進

■分館講座の参加促進とニーズを把握した講座の推進を図ります。

○分館事業の支援

■分館事業（芸能発表・運動会・スケート大会・各分館合同事業等）実施の支援を図ります。

○分館サークル活動の支援

■各分館で活動している文化サークルの活動の支援を図ります。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
分館活動の参加者数（延べ人数）	2,482 人	2,600 人

基本事業名	事業番号	対象者
分館長との連携事業	128	各分館
分館活動調査事業	129	各分館
分館サークル支援事業	130	各分館

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
分館長と教育委員会の連携、各分館での活動を通じた地域コミュニティの推進	分館活動の支援と文化講座等の学習機会創造の支援

これまでの振り返り総括
各分館で創意工夫を凝らした活動などが行われ、地域コミュニティの推進や親子での行事参加機会の創出などに寄与しています。分館長会議等で各分館活動について意見交換が図られていますが、分館講座の開催などが少ないため、今後は分館での学びの時間を設けられるよう支援していく必要があります。

＝ 戦略 22 ＝

■ 基本目標

地域に根づいた創造的な芸術文化活動の活性化を図るため、文化団体等が連携を深め、芸術文化活動に関する情報提供等を通じて、自主的・創造的な芸術文化活動への参加機

会の充実に努めます。

また、文化団体の育成・支援に努めるとともに、芸術文化活動の指導者養成に取り組みます。芸術鑑賞等広く芸術文化に接する機会の充実に努め、音楽・舞台公演など、優れた芸術文化に接する機会を提供するとともに、芸術文化活動の推進に努めます。

■ ■ 講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

本町の芸術鑑賞事業等については、これまで各文化団体で組織されている文化連盟や町民で構成されている鹿追町民ホール事業実行委員会で、数々の展覧会や講演会・演奏会などを開催してきました。今後の事業の推進に当たっては、町民のニーズを十分に把握し、多くの人たちに鑑賞機会を与えることのできる事業の計画が必要です。

また、芸術文化の活動については、町民ホールをはじめとする町内の社会教育施設で、その技術を磨くとともに多くの人と交流を図っていますが、その反面、会員の減少傾向もあります。そのために、各団体・サークルの活動内容の情報を提供するなど、会員増を推進していくとともに、各団体やサークル活動を育成していく必要があります。さらに、日頃の学習成果の発表できる場の提供として、町民文化祭など発表の場を増やししながら、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が参加できるように出演者と観客の増員のためのPRに努める必要があります。新たな文化活動の推進を行うため、新規マイスターの発掘や既存のマイスターの積極的なPR・活用はもとより、近隣町との人材バンクの連携等も検討する必要があります。

■ ■ ■ 具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 芸術文化活動の推進

○活動成果の拡充

- 芸術文化活動（団体等）参加の奨励と発表の場の拡充を図ります。

○芸術鑑賞事業の拡充

- 町民にとって良質な芸術鑑賞事業の実施と機会の拡充を図ります。

○情報提供の充実

- 芸術文化活動に関する情報（近隣町を含む）の提供を図ります。

○人材バンク活用

- 新規ライフアカデミーマイスターの発掘、既存のマイスターの積極的なPR・活用と近隣町人材バンクとの連携を図ります。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
生涯学習および芸術活動への参加者数（延べ人数）	13,328 人	14,000 人

基本事業名	事業番号	対象者
鹿追町民文化祭事業	131-1	町民
文化賞等表彰事業	131-2	町民
文化活動支援事業	131-3	文化連盟
文化講演会実施事業	131-4	町民
町民ホール事業実行委員会事業	132	町民
芸術文化活動情報提供事業	133	町民
ライフアカデミーマスター事業	134	町民

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
芸術文化活動への積極的な参加と学習リーダーとしての活躍	文化・サークル活動の支援、芸術鑑賞機会の提供等

これまでの振り返り総括
<p>芸術文化活動の推進については文化連盟やサークルなどを通じて行われていますが、ライフアカデミーマスターについては一度整理を行ったうえで、新規登録者の発掘や新規又は既存のマスターを活用した新たな事業や芸術文化講座等の実施を検討していくことが必要です。</p> <p>また、広報紙等を積極的に活用し、文化・サークル活動をPRし新たな活動参加者を掘り起こしていくことで、団体の活動を支援していくことが必要です。</p>

＝ 戦略23 ＝

■基本目標

町民ひとり1スポーツを目指すための生涯スポーツを推進します。

■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

スポーツ活動の現状は、高齢化社会の進展に伴い、健康増進を目的としたスポーツ等の需用が高まっています。課題としてはスポーツの多様化に伴いそれを支える指導者確保があります。よって各種スポーツ機関との連携を密にし、指導者の養成に努め「いつでも、どこでも、だれでも」手軽に楽しめる環境整備をする必要があります。

■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 健康づくり意識の啓発活動とスポーツ情報の提供

○広報紙等を活用した情報提供

■町広報紙・スポーツ推進委員会だより等を活用し、健康づくりの啓発並びに教室等

の開催を周知し情報提供に努めます。

○スポーツ活動意識の推進

- スポーツ振興に寄与した者、競技成績の優秀な者を表彰します。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
スポーツ賞等表彰者	28 名・2 団体	28 名・2 団体

基本事業名	事業番号	対象者
スポーツ情報提供事業	135	町民
スポーツ賞等表彰事業	136	町民

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
スポーツ情報の活用（町民）	スポーツ情報の提供

これまでの振り返り総括
住民の健康づくりへの意識付けを行ううえで効果的であった。

施策② 各種スポーツ大会の開催と支援

○広域的なスポーツ振興

- 西部十勝四町によるニュースポーツの普及と少年野球大会を開催します。

○各種町民大会等の後援

- 町民大会を中心にメダル・賞状等を贈呈し、大会運営を支援します。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
開催大会数	21 大会	21 大会

基本事業名	事業番号	対象者
西部十勝教育委員会連絡協議会事業	137	西部十勝四町町民
各種大会開催事業	138	町民

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
大会の運営と参加（団体）	大会運営を支援

これまでの振り返り総括
大会を財政的・人的に支援することによって運営基盤が確立された

施策③ スポーツ教室・講習会等の開催

○スポーツ教室・講習会等の開催

- 一般のスポーツ教室並びに競泳を中心とした水を使った教室を開催するとともに、ニュースポーツを推進します。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
教室開催数	30 教室	30 教室
教室参加人数	7,879 人	8,000 人

基本事業名	事業番号	対象者
スポーツ教室開催事業	140	町民

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
指導者の派遣（団体）	スポーツ教室・講習会の開催

これまでの振り返り総括
スポーツをする機会の創出と各種スポーツの底辺拡大を図った。

施策④ 各種団体・自主サークル等の育成支援

○体育連盟・スポーツ少年団の支援

- 体育連盟・スポーツ少年団に補助金を支給し財政的支援をするとともに、各種団体事業に対して積極的に協力します。

○自主サークルの支援

- 自主サークルに活動場所等の情報提供をします。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
体連加盟団体・スポーツ少年団数	35 団体	35 団体
自主サークル数	5 団体	5 団体

基本事業名	事業番号	対象者
スポーツ団体育成事業	142	体育連盟加盟団体・

		スポーツ少年団
自主サークル支援事業	143	スポーツサークル

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
各種スポーツの普及と振興（団体）	活動場所の提供と財政支援

これまでの振り返り総括
活動場所の提供と財政支援によりスポーツの普及と振興が図られた。

施策⑤ スポーツ施設の運営・整備

○施設の運営・維持・管理

- 施設の運営・維持・管理に努め、老朽化施設の補修等を随時実施し、安心・安全な施設運営を図ります。

○各種作業機械の維持・管理

- 各種作業機械の適切な維持・管理により、よりよい環境整備に努めます。

○野球場ナイター照明新設工事

- ナイター照明新設により利用時間の拡大を図り、スポーツ推進につなげます。

○ソフトボール場ナイター照明新設工事

- ナイター照明新設により利用時間の拡大を図り、スポーツ推進につなげます。

○総合スポーツセンター耐震改修

- 総合スポーツセンターの耐震改修工事を実施し、安心・安全な施設運営を図ります。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
施設利用人数	109,773 名	110,000 名

基本事業名	事業番号	対象者
スポーツ施設運営事業	144	施設利用者
作業機械維持・管理事業	145	施設利用者
野球場ナイター設置事業	146	野球関係者
ソフトボール場ナイター設置事業	147	ソフトボール関係者
総合スポーツセンター耐震改修	新規	施設利用者

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）

施設の利用推進（町民）	施設の運営・維持管理と安全対策
-------------	-----------------

これまでの振り返り総括
各種スポーツ施設の運営等により、利用者の利便性の向上を図られた。

施策⑥ 総合型地域スポーツクラブの支援

○地域スポーツクラブの育成

- スポーツクラブを支援し、町民ひとり1スポーツを目指します。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
会員数	98 人	100 人

基本事業名	事業番号	対象者
地域スポーツクラブ事業	149	スポーツクラブ会員

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
会員の確保とスポーツ振興(団体)	スポーツクラブの活動支援

これまでの振り返り総括
地域住民による主体的な運営により各種スポーツの振興が図られた。

＝ 戦略24 ＝

■基本目標

「郷土鹿追」の文化財の保護・保存と郷土芸能を伝承するため、郷土学習に努めます。

■■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

郷土の先人が残した文化遺産を保護、保存、伝承することは、ふるさと意識の高揚を図るうえで重要です。郷土芸能や郷土史・文献資料など、町民参加による保存、研究活動の推進、児童・生徒に対する文化財教育の奨励等、文化や伝統を尊重する態度や意識の高揚に努める必要があります。

■■■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 文化財保護活動の推進

○郷土史や文化財の学習機会の提供及び町民参加による活動の推進

- 郷土資料室及び郷土資料保存館での学習機会の提供をボランティアの協力により進

めます。また、分かりやすい情報の提供について検討します。

○埋蔵文化財・天然記念物等、郷土の文化遺産の保護・保存・広報活動の充実

■町指定文化財等の保全と広報活動（ホームページ等）の充実を図ります。

○郷土資料の調査・収集や郷土資料館（室）の整備

■郷土資料（史跡）の適正管理等を図ります。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
郷土資料室・郷土資料保存館来館者	329 名	330 名

基本事業名	事業番号	対象者
郷土資料学習推進事業	150	来館(室)者
文化財等保存及び広報事業	151	—
郷土資料整備事業	152	—

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
ボランティア団体による清掃・解説等	郷土資料の整備、広報活動、活用方策の検討

これまでの振り返り総括
<p>平成 21 年度に開館した郷土資料保存館は、ボランティア団体のご協力をいただきながら運営を行い、一般町民や各学校において地域文化に触れる機会を創出してまいりました。</p> <p>郷土鹿追の文化遺産や郷土芸能等、地域の貴重な資産である文化財を将来へ確実に守り伝えていくためには、保護・保存に努めていくとともに、住民周知と理解の促進、活用を図るための方策を検討しなければなりません。</p> <p>今後、郷土資料室・郷土資料保存館に展示されている郷土資料や、町内に残る史跡等文化財を活用した学習を推進してまいります。（来館者数 23 年度：121 名、H24 年度：281 名、H25 年度：329 名、H26 年度：252 名）</p>

＝ 戦略 25 ＝

■基本目標

読書活動及び情報拠点施設として、地域や住民にとって役に立つ図書館を目指します。

■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

今日、国際化や情報化が急激に発展する中で、図書館の果たす役割が大きく変化して

います。安心・安全な施設整備をはじめ、生涯学習を推進する拠点の一つとして、読書活動の推進と様々な住民ニーズに対応した情報提供サービスの充実、幼児から高齢者まで全ての町民が気楽に利用でき、活用される図書館の運営を図る必要があります。

■ ■ ■ 具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 図書館活動の充実

○利用者のための図書館施設の整備

- 幼児から高齢者に至る利用者に対し、安心して利用できる施設として整備します。
- また、新図書館整備については検討を進めます。

○鹿追町独自のブックスタートの推進

- おひざだすき（6ヶ月児健診時）の実施により、絵本を通して親子のふれあいの大切さ・豊かな情緒の育成を目指支援します。

○町民各層の学習ニーズに応える蔵書等の充実

- 調べ学習や読み物などの児童書、幼児から大人まで活用できる絵本、高齢者向けの大活字本等、地域資料の収集、住民ニーズに対応した図書等の充実を図ります。

○視聴覚資料やビジネス支援に対する情報提供の充実

- DVD及びカセット文庫の充実を図ります。
- ビジネス支援を目的としたインターネット端末の活用と関係書籍の充実を図ります。

○学びやふれあいなどの活動の場としての図書館づくりの促進

- レファレンス業務の促進並びに図書館ボランティアと連携した図書館づくりに努めます。
- 図書館と学校の連携による子どもの読書活動の推進と、学校教育の支援を図ります。
- 移動図書館車のより一層の活用を図ります。
- 読書感想文コンクールの継続実施を図ります。
- 鹿追文藝の発行を推進します。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
利用者数（延べ）	個人：14,696 人 団体：1,149 団体	個人：15,000 人 団体：1,200 団体
貸出冊数	54,010 冊	55,000 冊

基本事業名	事業番号	対象者
施設整備事業	153	町民
町独自ブックスタート事業	154	乳幼児とその保護者
蔵書充実事業	155	町民
視聴覚資料整備及びビジネス情報支援事業	156	町民

図書館づくり事業	157-1	町民
読書感想文コンクール事業	157-2	児童・生徒
文藝しかおい事業	157-3	町民及び鹿追にゆかりのある方

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
図書館・移動図書館車の利用、ボランティア団体による協力	図書館整備、読書活動推進事業の実施、利用者ニーズの把握と情報発信、地域資料の収集、学校支援等

これまでの振り返り総括
<p>読書活動の推進拠点施設として、幼児から高齢者まで安心して活用できる図書館を目指し、施設整備を図りながら、読書会や鑑賞会などの各種事業を通じて読書の普及を図ってまいりました。</p> <p>今日、少子高齢化、高度情報化等社会環境の変化の中で、図書館を取り巻く環境も変化してきており、とりわけ人口の減少やインターネットの普及、スマートフォンやタブレットの浸透に伴う情報の取得スタイルが大幅に変化しています。</p> <p>図書館においても、インターネット等の普及は、レファレンス業務の向上や蔵書検索の利便性向上など、利用者ニーズにも十分応えられるようになった一方で、利用者数及び貸出冊数は減少傾向にあり、読書離れが進みつつあります。</p> <p>地域や住民、学校等に必要な図書館として、また生涯学習支援、子育て支援、子どもの読書活動支援、地域文化の保存の観点から、関連する機関や団体と連携しながら、今後の図書館サービスを展開していく必要があります。</p>

＝ 戦略26 ＝

■基本目標

町民の文化振興の拠点施設として、企画展・常設展等を開催するとともに、観光資源としての神田日勝記念美術館を全国に発信します。

■■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

神田日勝記念美術館は、「芸術の町鹿追」のシンボルとして、道内外から多くの鑑賞者を集め、文化の発信基地と同時に観光資源としての役割を担っています。神田日勝の美術史的な位置づけに向けての検証作業と、遺作や資料の調査研究は継続して進めることが不可欠であり、企画展や取材調査に一層留意する必要があります。また、同時に各種展覧会の開催や青少年を対象とする美術活動の展開を通じて、町民の文化振興の拠点施

設として充実に努める必要があります。

■ ■ ■ 具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 神田日勝記念美術館活動の推進

○神田日勝の資料等の収集及び調査

■神田日勝作品の所在調査と神田日勝の関係者からの聞き取り調査に努めます。

○企画展による神田日勝の画業の美術史的評価の検証

■企画展を通じ、神田日勝の画業を美術史上に定位することに努めます。

■展覧会を通じ、神田日勝記念美術館活動の充実を図ります。

○「馬の絵作品展」・アートキッズクラブ等、青少年対象事業の実施

■馬の絵作品展を通じ、全国的に特色ある事業の発展を図ります。

■ワークショップやアートキッズクラブ等を通じ、青少年の情操の涵養を図ります。

○学校教育との連携による神田日勝についての学習

■学校と連携し、郷土学習の一環として「神田日勝」についての学習を推進します。

○アートギャラリー等、展示施設の整備拡充調査の継続

■展覧会事業の充実のためアートギャラリー等の展示施設の整備拡充について調査します。

指標	現状値（平成 24 年度）	将来値（平成 31 年度）
入館者数	7,776 人	8,000 人

※平成25年度の入館者数はテレビ放映の効果により10,346人と突出した人数であったことから平成24年度入館者数を基準値とする。

基本事業名	事業番号	対象者
企画展事業	159-1	来館者
各種展覧会事業	159-2	来館者

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 来館し直に感じ取ってもらう ・ 画業の普及 ・ 画業や功績を偲ぶ ・ イベントを通じた関係者との繋がり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 画業や生き様の掘り起こし及び顕彰 ・ 多くの人を呼ぶための展覧会を企画 ・ 当時の生活に欠かせない馬をモデルとした作品の普及 ・ 学校授業を利用した若年層への普及

これまでの振り返り総括

開館当初をピークに来館者は減少傾向にある。美術館の増加及びバブル崩壊の影響も少なからずあったかもしれない。また、本館は個人名を冠しているため、大きな美術館のような知名度のある画家の企画をすることができない。

しかしながら、神田日勝を好んでくれる方々も確実にいるので、その方々を放すことなく、展覧会等を企画し更なるファンを増やしていく必要がある。

また、神田日勝の画業を日本美術史上への定位することにより、日本的な画家として確固とした評価を得る必要がある。このことはメディアが取り上げる要素になり、例えば、平成 25 年にNHK日曜美術館で取り上げられた際には、それを見て多数の来館者が訪れ、来館者数が大幅に増加したことが挙げられる。

今後もメディアをうまく利用して、魅力ある常設展・企画展を開催し来館者増を目指していく。

第4節 人と自然にやさしい住環境充実のために

＝ 戦略27 ＝

■基本目標

一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理を行います。また、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等各種リサイクル法に基づき資源の再利用や環境保全センターでの処理による生ごみの堆肥化等を推進し、ごみの減量化を図るとともに、最終処分場等の適正な施設管理を行います。

環境美化を進めるため、町民一人ひとりの協力のもとに、花と芝生のまちづくりを推進します。

環境教育の推進を図ります。

関係団体との連携強化を図り、環境推進向上を図ります。

本町の豊かな自然環境を保全するため、環境にやさしい新エネルギーの活用と大気汚染や水質汚染等の防止思想普及を図るとともに、未然防止策を推進します。また、権限移譲を受け対応の迅速化により快適な生活環境の維持を図ります。

■■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

<環境衛生の充実>

快適な環境づくりに当たっては、町民一人ひとりが人間と地球環境の関わりについて理解と認識を深め、お互いが責任を持ち、真剣に取り組むことが必要です。このため、町民や学校における環境教育の推進を図ることが重要であります。

特に環境衛生は、町民の快適な生活環境を維持するためのごみ処理、し尿処理は日常生活に最も密着しているものであり、また街並みの美化は、健康で明るく潤いのある生活を営むための一つの条件でもあります。近年、消費生活の向上や商品の多様化に伴い多くの廃棄物が排出されています。

町民の協力の下に容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等各種のリサイクル法に基づき資源の再生利用や生ごみの堆肥化等を推進するとともに、ごみの減量化を強力に推進しながら適正なごみ処理を行っていく必要があります。

環境整備については、市街地に点在する空き家並びに空き地の適正管理指導を行うとともに、野犬については掃討対策と、犬猫飼育者に対するマナーの徹底等指導強化を図る必要があります。また、環境美化宣言に伴う活動の一環として花や芝生等を取り入れたまちづくりの取り組みの活性化が必要となってきます。

環境推進協力会（衛生協力会）と連携した環境美化活動の推進や町民が主体となる活動の展開を図る必要があります。

生活の利便性の向上や経済の発展に伴い、環境への負荷が増大し、地球規模の環境問題が発生しています。この問題は、現在、国際的に重要な課題として、各国で温室効果ガス抑制の取り組みの活性化が必要となってきます。

本町では、「花と芝生のまちづくり」や家畜ふん尿を有効活用し、資源循環型社会を目指した「鹿追町環境保全センター」の設置など環境に配慮した先進的なまちづくりを進めています。また、平成21年度には、「鹿追町地域新エネルギービジョン」を策定し、より一層バイオマスの利活用に取り組み、学校では、新エネルギービジョンと連動した環境教育を実施し、さらに平成22年度からは、住宅用太陽光発電システム補助制度の創設や一部学校での太陽光発電システムの設置など、自然環境保全と新エネルギーの活用に積極的に取り組んでいます。今後も、地球温暖化の防止やCO2削減を図るため町民、事業所、行政が取り組む省エネルギー・新エネルギーのビジョン策定と実施に向けた取り組みを推進していく必要があります。

葬斎場及び墓地については、先祖の霊を安心して祀る「霊園」としての環境整備を図る必要があります。

■■■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 地球温暖化対策

○地球温暖化対策に係る温室効果ガスの抑制等のための措置に関する計画の策定及び実行

- 国が進める地球温暖化対策やCO2削減を達成するため、家庭、事業所、行政での省エネルギーの推進と地域資源を生かした新エネルギーの活用を図る計画の策定を行います。

○省エネルギー・新エネルギーの利活用推進

- 環境・エコの浸透を図るため、家庭・事業所での節電、節水、適温やアイドリング防止や適正運転の励行など子どもから年配者の方々まで取り組める内容の推進。また、地域資源である（家畜ふん尿、下水汚泥、生ごみ）の処理によるエネルギーの創出。そのエネルギーの活用のほか、太陽光、風力、水力、雪氷、ハイブリットカ

ーの導入など新エネルギーの活用を図ります。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
—	—	—

基本事業名	事業番号	対象者
地球温暖化対策に係る温室ガスの抑制事業（節電・節水・適温の励行。エコカー導入）	163	町民、事業所等
省エネルギー・新エネルギーの利活用推進事業（節電、節水、適温の励行。水素サプライチェーン実証事業への協力）	164-1	町民、事業所等
住宅用太陽光発電導入補助	164-2	町

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
省エネルギーの取り組み	省エネルギー取り組みの推進

これまでの振り返り総括
町民に対して環境問題に関する情報提供が不十分であった。省エネルギーへの取り組みを更に推進強化する

施策② 環境衛生対策の強化

○生ごみ対策としての堆肥化容器等の普及強化

- 一般家庭から排出される生ごみを有機肥料として有効活用するための、堆肥化容器の利用促進を図り、その継続助成を行います。

○リサイクル運動の強化及びごみの減量化

- 埋立ごみの減量化につながる資源リサイクル思想の普及に努めます。容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等各種リサイクル法に基づき家電製品、新聞、雑誌、空き缶、ペットボトル、雑ビン、プラスチック容器、紙製容器等の分別回収を進めるとともに、町民、町内会、子ども会、ボランティア団体等の協力を得ながらリサイクル市などを開催し、再生利用思想の普及に努めます。また、生ごみについては家畜ふん尿等との堆肥化を検討するとともに、3R【リデュース（減らす）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源）】を強力に推進し、徹底した減量化に努めます。

○ごみ散乱防止容器の普及

- ごみ収集場所の環境整備の一環として、ごみ散乱防止容器の助成を行うとともに、分別収集やごみステーションへの不法投棄、景観等に対応したごみステーションの

あり方について今後も検討を進めます。

○ごみ処理施設の適正維持管理

- ひまわりセンター（廃棄物再生利用施設）及び最終処分場（埋立処分場、浸出水処理施設）を適正に維持管理し、適正なごみ処理を行うとともに、ごみの分別収集、リサイクル等を徹底し、ごみの減量化を図り、施設の延命に努めます。

○産業廃棄物処理の適正指導

- 産業廃棄物は、事業主の責任において処理するのが基本であることから、法令に基づき適正に処理されるよう指導徹底に努めます。

○空き家及び空き地の整備強化

- 町の景観保持や衛生、防犯のために、地主及び地権者の協力を得ながら、空き家及び空き地の美化等環境整備に努めます。

○畜犬の登録、予防注射など飼育管理の徹底

- 畜犬の飼育者に、生涯1回の登録と毎年1回の予防注射、係留又は檻での飼育徹底、散歩時の糞の後始末等、飼育管理の指導徹底を図ります。

○墓地の整備

- 葬斎場及び墓地は、祖先の霊を祀る霊園としての役割を果たすため、維持管理及び周辺環境の整備を進めます。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
埋め立てごみの減量	1,298 t /年	1,250 t /年
有価資源ごみの適正処理	2,997,000 円/年	2,900,000 円/年

基本事業名	事業番号	対象者
生ごみ対策としての堆肥化容器等の普及強化事業（環境推進協力会への補助）	165	町民
リサイクル運動の強化及びごみの減量化（埋め立てごみの減量化とリサイクル運動の推進）	166	町民
ごみ散乱防止容器の普及事業（ごみステーション設置の補助）	167	行政区
ごみ処理施設の適正維持管理事業（各施設の計画的機械の修繕と更新）	168-1	行政
ごみ処理基本計画の策定業務（ごみ処理計画の策定）	168-2	行政
（新）最終処分場建設関連事業（新規最終処分場建設場所の選定）	168-3	行政
産業廃棄物処理の適正指導事業（廃棄物処理及び清掃に関する法律の遵守）	169	事業所

空き家・空き地の整備強化事業（廃屋撤去費用の一部補助）	170	行政
畜犬登録、予防注射など飼育管理指導事業（飼い主に對する適正飼育とマナー強化）	171	行政
葬斎場・墓地の整備事業（維持管理及び周辺環境整備）	172	行政

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
埋め立てごみの減量とリサイクルの徹底	環境衛生整備の強化

これまでの振り返り総括
埋め立てごみは計画通り推移しているが、減量化を図ることにより最終処分場の延命と資源ごみのリサイクルにつなげる

施策③ 花と芝生の町づくりの推進

○生活に安らぎと潤いを与える花の創出

- 町民生活に安らぎと潤いを与える空間づくりを進めるために、花の溢れる空間の創出を図り、町民ニーズの多様化等に対応し、花とふれ合う親しみの持てる花づくりを行います。

○花による美しい街と、豊かな景観づくり

- 鹿追らしい景観を創り出していく上で花の役割は非常に重要です。したがって道路や小中学校などの公共施設や民有地における花による景観づくりを進め、観光地としての魅力の向上に努めます。

○花を通じた愛される地域づくり

- 花に関する地域拠点の機能充実や花のまちづくり活動を通じた地域間交流の活性化を進めます。また、これまで以上に学校教育や生涯学習の場に花を取り入れ、花を通じた環境教育を推進します。

○花による町民活動への支援

- 鹿追の花と緑（芝生）の取り組みを後世まで引き継いでいくには町民の協力が必要です。既に花をテーマにした様々な活動が行われていますが、この活動を町内全域に広げるために様々な支援を行います。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
花によるまちのきれいさ	100%	110%
フラワーマスター人数	68 人	78 人

基本事業名	事業番号	対象者
立体トピアリーやプランター大型プランターの設置	174-3	町・団体
市街地、道路沿線の環境整備	174-5	町・団体・個人
公共施設等の環境整備	174-6	町
ふれあい農芸公園を活用した活動の充実	175-1	町
児童生徒への環境教育の推進	175-4	町
花フェスタの開催	175-5	町・団体・個人
各種講習会・研修の参加及び開催	175-6	町・団体・個人
情報の発信	175-7	町
各種団体への財政支援	176-1	町
住宅、事業所の環境整備支援	176-2	町

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
花を中心とした豊かな景観づくりに努めます。	公共施設等の環境整備に努めます。

これまでの振り返り総括
今後も住民と町とが協力し合い、継続していく事が鹿追町の魅力を更に高めます。

＝ 戦略28 ＝

■基本目標

ライディングパークにおいては、乗馬事業による町民の情操教育とパークゴルフによる健康づくり、また乗馬やパークゴルフなどによる観光産業の発展、さらに都市と農村の交流・瓜幕地域の活性化を目指し、地域の振興と新たに農村地域をも網羅した観光の発展が図られるよう、都市と農村を結ぶ発信基地としての役割を担うよう努めます。

また、道の駅「うりまく」とも連携し、観光客の集客を図ると共に、利用者に喜ばれるような施設整備やソフト事業の推進に努めます。

■■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

オープン以来、25年目を迎えたライディングパークは、情操教育を中心に多くの子どもたちに乗馬に親しむことの喜びを体験させるとともに、道の駅うりまくとも連携しながら体験乗馬やパークゴルフにより観光振興が図られています。

ライディングパークや瓜幕市街の来訪者に対し、町や地域住民によるサービスの向上、アグリクラフト・物産品・うりまく夢創造館で作られる木工加工品等の販売など地域から都市への発信、また、自然体験留学やファームインのように都市からの受け入れが行

われています。

今後はさらに道の駅うりまくやウリマックホールを拠点とした情報の発信等を進めていくことが求められています。

このために、地域都市との交流・市街地の環境整備・施設を利用したイベント・馬の道の整備を推進すると共に、これらに関わる施設等の整備を図っていく必要があります。

■■■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① ライディングパークを中心とした地域づくりと観光の振興

○地域振興・活性化

- 乗馬、パークゴルフを通して地域の活性化を図ります。
- 民間活力による宿泊施設・飲食店・直売所と連携するとともに支援します。
- アグリクラフト・物産品等の開発を支援し農村から都市への発信を行います。

○乗馬観光産業の振興

- 乗馬に関する組織との連携を図ります。
- 道の駅「うりまく」としての機能を活用します。
- 町内外の乗馬施設（クラブ）との連携を図ります。
- 乗馬イベント等の確立を図ります。
- トレッキング・レッスン・体験乗馬等観光乗馬の振興を図ります。
- 乗用馬や放牧場等の充実を図ります。
- 町内観光施設を結ぶ馬の道の整備を図るとともに、十勝西北部とを結ぶ馬の道の整備と活用を図ります。

○憩いの場の形成

- ウリマックホール活用による地域間との交流を図ります。
- うりまく夢創造館を活用し地域住民のものづくり場としての交流を図ります。
- ライディングパークが住民の交流の場として利用できるよう施設の整備を図ります。
- パークゴルフ場を施設整備し利用者の拡大を図ります。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
乗馬事業（町内学校等無料含む）	4,845 人	6,000 人
パークゴルフ事業（同上）	3,992 人	6,000 人
乗馬に関するイベントによる来場者数	ばん馬 3,000 人 インテュラス（春秋）400 人 乗馬発表会 100 人	5,000 人
ウリマックホール利用者	16,529 人	18,000 人
うりまく夢創造館利用者	357 人	500 人

基本事業名	事業番号	対象者
地域振興・活性化事業	182	町民、観光者等
乗馬観光産業事業	183	町民、観光者等
憩いの場整備事業	184	町民、観光者等

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
事業推進のため、参加を含めた各種協力	事業推進のため、地域と連携して施策の立案、調整、運営推進等

これまでの振り返り総括
<p>これまでライディングパークでは道の駅うりまくと連携して、乗馬・パークゴルフ事業を中心に、町民の情操教育や生涯教育活動を推進してきた。また観光振興・地域活性化のため、ばん馬大会など各種イベント等を開催し地域の活性化を図ってきた。</p> <p>また、ウリマックホールやうりま夢創造館においては、地域のコミュニティや町民のものづくりの拠点として、機能してきた。</p> <p>今後はさらなる発展のため、施設整備やイベントなど各種ソフト事業等の開発などが必要である。</p>

＝ 戦略29 ＝

■基本目標

良質な公営住宅の提供による雇用者支援と常住人口の増加、又きれいな花のある町しかおい、大雪山国立公園然別湖、シオパークの町として景観は極めて重要であり、建替を中心とした生活できる住環境の整備を図ります。

■■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

民間賃貸住宅と役割を分担した中で老朽化した公営住宅の建替を促進し、適正な住宅戸数を確保すると共に、住をもって雇用と雇用の場を側面から支援する。また本町は花と芝生の町づくりにより道内でも花のあるきれいな町として認知度も高く、年間80万人訪れる観光客を迎え入れる町として景観は非常に大切であり、建替えにより景観改善と雇用対策の両面をねらう。生活できる住環境の整備を図ります。

■■■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策② 公営住宅の適正供給と維持管理の充実

○長寿命化型公営住宅の建設

■老朽化物件の建替促進と、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

○既設公営住宅の長寿命化型保全

- 長寿命化計画をもとに、管理戸数目標を定め、適正供給と維持管理の充実を図ります。（将来推計の把握分析、民間施策支援の充実、計画的な建替えの推進、維持保全内容の十分な協議）

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
建替戸数	0 戸	年間 8 戸
長寿命化修繕事業	6,698 千円	7,000 千円

基本事業名	事業番号	対象者
公営住宅の適正供給	185	町
既設公営住宅等の長寿命化型保全	186	町

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
公営住宅等整備の必要性を認識し、入居するとともに、使用料等を期限内に納入します。	公営住宅等を整備するとともに、施設の町寿命化を図り、計画的な改修・更新を行います。

これまでの振り返り総括
古い住宅も積極活用しているが、将来面・景観等を考えると建替促進も重要です。

＝ 戦略 30 ＝

■基本目標

平成 22 年度策定の鹿追町住生活基本計画に基づき、住宅等建設支援策による新たな地域の雇用と経済の活性化、常住人口の増加を目指す。

更には町と住民が同じ目標に向かい、より良い住環境を築くと同時に町民個人にとってもより質の高い住財産をストックすることに付与します。（平成 27 年度見直し、現在業務推進中）

■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

一生涯で一番大きな買い物と言われているマイホームを、より所有し易くするための支援策を講ずることにより、町が直接建設する以上に地域の雇用創出と経済活性化が期待される。同時に賃貸住宅建設、中古住宅購入、従業員・高齢者住宅建設・増築等積極的な支援策を講じたい。

■ ■ ■ 具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 鹿追町住生活基本計画の施行

○民間新築住宅での推進

- 購入しやすい宅地の提供を推進します。
- 建設支援制度の充実を図ります。

○民間既存住宅での推進

- 中古住宅購入支援制度の検討を行います。
- 改造支援制度の検討を行います。

○民間賃貸住宅での推進

- 購入しやすい宅地の提供を推進します。
- 建設支援制度の充実を図ります。
- 借家支援の検討を行います。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
建設支援制度利用（住宅）	13 戸	15 戸
建設支援制度利用（賃貸）	0 戸	4 戸

基本事業名	事業番号	対象者
民間新築住宅における鹿追町住生活基本計画推進	191	個人
民間既存住宅における鹿追町住生活基本計画推進	192	個人
民間賃貸住宅における鹿追町住生活基本計画推進	193	個人・企業

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
様々な支援策を活用します。	民間新築住宅（賃貸住宅）の建設へ支援制度の充実を図ります。

これまでの振り返り総括
制度は充実しているが、他町村と比較した際の鹿追町のアドバンテージが出せるか検討が必要です。

＝ 戦略31 ＝

■ 基本目標

魅力ある公園づくりを図ります。

■ ■ 講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

既存公園の環境維持の充実と、魅力ある農芸公園、パークゴルフ場の整備により、心身共に健康で安全な町民生活を営んでいただくと共に、町外からの入り込み客の増加を目指します。

■ ■ ■ 具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 公園、緑地の整備充実

○遊具など公園設備の更新

■老朽化した遊具など公園設備の適時更新を行います。

○環境美化の促進

■公園内及び周辺について、憩いの場としてふさわしい環境の美化に努めます。

○健康づくりと新たな名所を目指します。

■既設パークゴルフ、健康づくりなど目的に沿った無料化による利用人口の増と、魅力あるコースによる新たな名所づくりを目指します。

○既存公園の再考

■利用状況、設置場所などを踏まえ、既存公園の統廃合の検討を行います。

○魅力あるふれあい農芸公園の整備

■進入道路、附帯施設整備で魅力を高め、更に南エリアの活用で公園の魅力を高めま
す。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
維持管理の状態	90%	100%
来場者数（PG場）	7,879 名	8,670 名

基本事業名	事業番号	対象者
遊具など公園設備の更新	195	町
環境美化の維持	196	町
利用目的に沿った公園の整備	197	町
ふれあい農芸公園の整備	199	町・町民

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
健康増進等を目的に公園等を積極的に利用します。	公園や PG 場を整備し、利用者の増加に努めます。

これまでの振り返り総括
周辺施設の充実度を生かした核施設整備と、夢のある将来構想の策定を早急に進めます。

＝ 戦略32 ＝

■基本目標

町民が安心して利用できる水道施設を整備します。

必要な水道水源の確保により適切な水需要バランスを図るとともに湧水や災害に強い水道施設の整備を推進します。

安心して水道を利用できるよう水道の水質確保のための施策を進め、高水準の水道を構築します。

■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

<上水道対策>

鹿追町の本格的な水道は、昭和42年度から高台地区（上幌内、幌内、美蔓、上然別、瓜幕市街）昭和47年度には本町市街地区（鹿追市街）、昭和48年度は然別湖畔地区といずれも簡易水道で実施し、通水を開始しました。

高台地区簡易水道については、平成4～8年度の5年間で石綿セメント管の改修、平成11年度には水源の変更、導水管、送水管の新設等改修事業を実施しました。その他未改修区間の配水管は、耐用年数を迎えることから改修工事が必要となります。

市街地区簡易水道については、下水道の完成による生活様式の向上、宅地造成、高層住宅、大型公共施設の建設、観光客の増加に対応すべく、平成9～11年度で配水管及び水源の新設等改修事業を実施しました。その他未改修区間の配水管は、耐用年数を迎えることから改修工事が必要となります。

然別湖畔地区簡易水道については、下水道の整備に伴い、平成5、6年度で水源の変更、配水池増設等改修事業を実施しました。浄水施設の老朽化が著しく早急な改修が必要となります。

昭和50年度には中瓜幕の一部と東瓜幕を道営東瓜幕地区営農用水事業で実施し、平成16～19年度には水源の変更、導水管の新設等改修工事を実施しました。配水施設については、営農飲雑用水として再整備が必要であり、あわせて簡易水道の認可申請が必要となります。

昭和52年度は国営畑総かんがい用水事業（鹿追、下鹿追、中鹿追、笹川、北鹿追、北瓜幕、南瓜幕、中瓜幕）で実施し通水を行っています。平成16～20年度に配水池の増設、幹線配水管の改修工事を実施しました。未改修の幹線の一部、支線については、早急な改修が必要となります。

■■■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 給水サービスの向上

○災害に強い水道の構築

- 予備水源の確保、施設の耐震化促進、緊急時のバイパス管、配水管路のブロック化を進め、災害に強い水道施設を構築します。

○施設の更新と機能向上及び増設

- 浄水施設や管路などの水道施設は、直接目に触れることがないため、より一層計画的対応が求められています。特に品質の向上と浄水施設の更新、老朽管の更新は地震に対する安全性の向上、漏水防止の促進に極めて有効な施策であり積極的に推進します。

○安全な水道

- 水源の確保により、良質な水質の供給を推進します。

○維持管理と利用者との連携

- 中央監視システムの導入により施設における適切な維持管理を行い、有収率の向上を目指すとともに水道利用者とのコミュニケーションの充実に努め、水道施設に対する理解と協力を求めます。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
給水人口	4,109 人	4,067 人
有収率	80.92%	85.00%

基本事業名	事業番号	対象者
災害に強い水道の構築	200	町
高台地区簡易水道施設改修事業	201-1	町
本町市街地区簡易水道施設改修事業	201-2	町
然別湖畔地区簡易水道施設改修事業	201-3	町
安全な水道	202	町
簡易水道施設維持管理業務	203	町

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
簡易水道整備の必要性を認識し、加入・接続するとともに、使用料等を期限内に納入します。	簡易水道施設を整備するとともに、施設の町寿命化を図り、計画的な改修・更新を行います。

これまでの振り返り総括
老朽機器の計画的更新と未普及地域の解消及び管理体制の充実が望まれます。

＝ 戦略33 ＝

■基本目標

トイレの水洗化と生活雑排水を排除し衛生的で健康的な居住環境を創設します。

河川・湖・排水路などの公共水域の水質を確保します。

下水道整備がされていない地区については、合併浄化槽の設置を促進し、快適で清潔な生活環境の整備に努めます。

■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

<下水道対策>

鹿追町の下水道は鹿追市街については、農業集落排水事業で実施し、平成2年3月から供用開始しており、処理区域内人口3,382人の内3,243人、戸数1,597戸の内1,520戸が水洗化されています。

今後、なお一層の水洗化率の向上を目指す必要があります。然別湖畔地区については、特定環境保全公共下水道事業により平成7年3月より供用開始し100%水洗化されています。また、瓜幕地区についても農業集落排水事業で実施し、平成8年3月より供用開始し処理区域内人口277人の内252人、戸数121戸の内110戸が水洗化されています。農家地区については、平成8年度より総務省の起債事業で個別排水処理施設整備事業により平成26年度までに492戸の浄化槽が設置されています。

このように、町全体100%の水洗化を目指し快適で清潔な生活環境の整備に努めます。

各浄化センター及び浄化槽の維持管理に万全な体制を図り、計画的な機器の更新に努め、水洗化率の向上を進める必要があります。然別湖畔浄化センターについては、平成27～31年度の5ヵ年計画で機器更新工事を進めております。

水洗化の向上により、鹿追浄化センター・瓜幕浄化センター・然別湖畔浄化センターさらに個別排水処理浄化槽の適正な管理の徹底により水質の確保に努める必要があります。

■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 長期的観点から計画性のある下水道整備と管理

○普及率の向上と下水道施設の維持管理

■各浄化センター及び浄化槽の維持管理に万全な体制を図り、計画的な機器の更新に努め、水洗化率の向上を進めます。また、然別湖畔浄化センターについては、事業認可変更に伴う機器更新工事を進めます。

○下水道余剰汚泥の有効利用

■下水道から出る余剰汚泥のバイオガス化により、環境に優しい利用の促進に努めます。

○普及のための個人に対する融資、補助制度の継続

■水洗化の未実施地域の浄化槽設置に伴う排水設備に対する貸付又は補助を継続しま

す。

○各浄化センターの維持管理

■各浄化センターを集中監視し、機器の計画的な補修を図り、維持管理を継続して民間委託により実施します。

○水洗化未実施住民への普及の推進

■下水道が整備されていない地域を対象に、総務省の起債事業である個別排水処理施設整備事業により浄化槽設置を計画的に行い、水洗化を実施します。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
水洗化率	93.0%	96.0%

基本事業名	事業番号	対象者
然別湖畔浄化センター機器更新工事事業	204	町
排水設備改造資金補助事業	206-1	町・町民
排水設備改造資金貸付事業	206-2	町・町民
浄化センター維持管理委託業務	208	町
個別排水処理施設設備工事	209	町

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
下水道整備の必要性を認識し、加入・接続するとともに、使用料等を期限内に納入します。	下水道施設を整備するとともに、施設の町寿命化を図り、計画的な改修・更新を行います。

これまでの振り返り総括
老朽機器の計画的更新と、管理体制の充実が望まれます。

第5節 安全で住みよい暮らしのために

＝ 戦略34 ＝

■基本目標

地域住民への資料配布や広報活動等により災害の未然防止と被害の軽減に努めます。

交通事故死ゼロはもとより、交通事故絶滅を目指し、広く交通安全を呼びかけるとともに、各種団体との連携を図りながら町民一人ひとりの交通安全思想の普及促進に努めます。

防犯意識の高揚と犯罪の予防活動を積極的に推進し、町ぐるみで犯罪のない安全で住みよいまちづくりを進めます。

防災計画に基づき、非常時の発生に備えて常に危機意識を持ち、各関係機関等と連携して、各種訓練や通信施設の維持改善を進めます。また、防災備品の計画的整備を図ります。

■ ■ 講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

<防 災>

鹿追町の地勢は、多くの山岳、河川があり、このため風雪、台風による水害、地震などの防災に対し災害予防、災害応急対策及び災害復旧の対策を実施するため、防災関係機関がその機能を十分発揮できるよう万全の体制を期さなければなりません。

また、国際的にも各地で発生し、日本においても懸念されているテロ等の武力攻撃に対して、国民保護計画に基づき万全な対応をしていかなければなりません。

<交通安全>

車社会の進展は、私たちの生活環境をめまぐるしく変え、今では車はなくてはならないものとなっています。道路交通網の整備や道東道全線開通に伴い大型車両や余暇を活用した観光通過車両が増加し、交通事故多発の要因ともなっています。幼児、児童、高齢者等交通弱者への交通安全教育をはじめ、シートベルト着用・スピードダウン運転の励行等正しい交通ルールとマナーの実践など安全運転の呼びかけを行い、交通安全思想の普及に努め、死亡事故撲滅を目指します。

また、交通安全施設の整備や観光客を含めた通過車両、近年増加傾向にある高齢者の交通事故の対応が課題となっています。

<公 害>

環境汚染から人間の生命と健康を守り、良好な生活環境を維持していくことは重要であります。近年、地球温暖化、環境ホルモン等地球規模の環境問題が課題となる一方、様々な産業活動に起因する地下水や河川などの水質汚濁など多種多様な問題が発生しています。また、北海道からの公害関係の権限移譲がなされ迅速な対応が可能となります。

本町では農業集落排水事業による下水道整備、個別排水処理施設整備事業での合併浄化槽による排水処理等環境の整備が進んでいますが、今後は産業活動に伴う公害発生も予想されますので、各種法令等に基づいて監視、指導體制を強化し、公害の防止を図る必要があります。

<防 犯>

近年、特殊詐欺事件や通り魔事件など複雑多様化する犯罪が増加する中であって町民生活に不安を与える各種犯罪は、凶悪化するとともに年々低年齢化し、また、身近なところで発生、しかも増加する傾向にあります。

町内においても、不審者による児童声かけ、自動販売機荒らし・車上ねらい、忍び込み特殊詐欺等の事件が多発する状況にあります。

犯罪の未然防止など防犯思想の普及に努めていますが、なお一層町民一人ひとりが防犯意識をもつことが必要であり、より効果的な犯罪の予防活動の推進に努めなければなりません。防犯は地域住民の協力なくしては効果が上がりません。このため町民が監視する地域力の発揮や平成26年度に設置された防犯カメラを犯罪抑止力として活用し、今後必要に応じた増設も検討しながら、町民の安心・安全に努めてまいります。

<通 信>

通信施設は、日常生活及び産業活動において大きな役割を果たしており、今後の情報化社会の進展に伴い、ますますその役割が重要視されるものと思われます。本町においては、行政から町民への連絡は防災行政無線で行っており、平成9、10年に施設の更新を図ったところですが、施設の維持管理をはじめ、今後は、より効果的な施設の検討、整備を図る必要があります。

全国瞬時警報システム（J-アラート）導入による迅速な連絡網の整備を図ります。

■■■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 防災対策の強化

○防災意識の普及

- 防災のしおりや広報紙等により、風雪、水害、地震などの自然災害に対する防災意識の高揚に努めます。

○防災体制の充実強化

- 災害を未然に防ぐとともに、各関係機関等との各種防災訓練などを通じ、災害情報伝達体制の充実強化に努めます。

○防災計画、国民保護計画の策定及び見直し

- 各種災害に対し、万全を期するための防災計画を見直すとともに、武力攻撃等に対する国民保護計画に基づき、見直しを行い、有事に備えます。

指標	現状値（平成25年度）	将来値（平成31年度）
市街地区行政区の防災訓練	0 行政区	50 行政区

基本事業名	事業番号	対象者
防災意識の普及啓発事業（広報しかおい掲載）	210	町民
防災体制の充実強化事業（平成25年度地域防災委員委嘱）	211	行政
防災計画、国民保護計画の策定及び見直し事業（平成27年度災害対策基本法改正による見直し実施）	212	行政

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）

地域防災委員と地域住民の連携	防災意識高揚の推進と備蓄品の計画的整備
----------------	---------------------

これまでの振り返り総括
平成 27 年度鹿追町総合防災演習を実施し、一部行政区に協力依頼を行った。今後全市街地区を対象に区分した訓練を計画し、自助、共助、公助の役割確認し、防災意識の高揚を図る

施策② 交通安全対策の強化

○交通安全意識の高揚

- 「交通安全は家庭から」を合い言葉に、家庭や職場レベルから生命の大切さを考え、交通事故は加害者・被害者共に悲惨であることを呼びかけ、町民の交通安全意識の高揚に努めます。また、自転車の安全運転教習など事故防止に努めます。

○交通安全教育の強化

- 交通弱者と言われる幼児、児童及び高齢者の交通安全教育を徹底するとともに、運転者の正しい交通ルールとマナー（特に、スピードダウン運転励行とシートベルト着用の徹底）の習慣づけなど安全教育に努めます。

○交通安全施設の計画的な整備

- 道路が年々整備されていく中で、交通規制標識など交通安全施設の整備充実に努めます。

○交通事故対策の充実

- 交通事故被害者対策として、交通事故相談業務等を行います。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
交通事故死ゼロ	0人	0人

基本事業名	事業番号	対象者
交通安全意識の高揚事業（旗波運動、パトライト）	213	町民
交通安全教育事業（交通安全教室の実施）	214	幼児・児童・高齢者
交通安全施設の計画的な整備事業（道路標識の設置）	215	行政

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
交通ルール、マナーの励行	各学校、地域住民、事業所、団体との連携

これまでの振り返り総括

平成 23 年度に 2 名の尊い命が交通事故により奪われて以後、町民、関係団体の協力により交通事故死ゼロを目標として取り組んできた。今後も引き続き交通安全に対する意識の高揚と推進を図る

施策③ 公害対策の強化

○公害環境基準の維持

- 大気汚染、水質汚濁、騒音など環境基準の維持及び悪臭防止対策、地球温暖化防止対策等の強化に努めます。

○公害防止意識の高揚

- 公害の未然防止を図り、町民の意識高揚に努めます。

○公害苦情相談、指導の充実

- 公害苦情相談及び公害発生源に対する指導強化を図り、公害防止に努めます。

○権限移譲による迅速な公害対応

- 水質汚濁による規制や悪臭防止法など環境に係る権限移譲により、申請業務など迅速な対応に努めます。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
—	—	—

基本事業名	事業番号	対象者
公害環境基準の維持指導事業	217	事業所
公害防止意識の向上事業	218	事業所
公害苦情相談、指導の充実強化事業	219	町民

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
大気汚染、水質汚濁、騒音など環境基準を理解し、公害防止に努めます。	北海道環境基本条例及び公害防止条例を遵守します。

これまでの振り返り総括
北海道環境基本条例及び同公害防止条例に規定し、町民の健康を保護すると共に、生活環境の保全に努めた。今後も条例を遵守し、町民の健康を保護する。

施策④ 防犯対策の強化

○自主防犯意識の高揚

- 地域安全運動などあらゆる機会を通じて、町民一人ひとりの防犯意識の高揚に努め

ます。

○暴力追放、青少年の非行防止など有害環境の浄化活動

■青少年を取り巻く社会がますます複雑多様化する中で、有害環境を浄化し、青少年の健全育成に努めます。

○児童、生徒、高齢者をねらった犯罪の被害防止活動

■児童、生徒、高齢者などを対象とした各種犯罪が複雑巧妙化する中で、児童、生徒、保護者、高齢者の防犯意識の高揚を図り、被害の未然防止に努めます。

○地域住民との情報の共有

■関係機関と連携を図り、情報の共有により犯罪の抑止力を高めます。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
犯罪件数の減少	16 件	10 件

基本事業名	事業番号	対象者
自主防犯意識の向上事業（広報誌等での周知）	221	町民
暴力追放、青少年の非行防止など有害環境の浄化事業（関係団体との連携）	222	町民及び青少年
児童、生徒、高齢者を狙った犯罪の被害防止事業（各地域老人会への訪問指導）	223	子供及び高齢者
地域住民との情報共有事業（防災無線による情報提供）	224	行政

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
防犯に対する意識の高揚と地域の見守り	情報提供と迅速な対応

これまでの振り返り総括
犯罪抑止力として平成 26 年度町内主要道路に防犯カメラを設置。住民の安心・安全を確保するため、地域住民や関係機関の協力を得て犯罪の未然防止につなげた。

施策⑤ 施設の維持管理

○防災行政無線放送施設の維持管理

■既設の防災無線放送施設の効果的な運用に努めるとともに、市街地形成に配慮しつつ難聴地域の解消に努めます。また、より効果的な施設整備について検討します。

○J-アラートの導入による緊急情報の周知

■総務省による、緊急情報を瞬時に伝達する全国瞬時警報システム（J-アラート）の運用により、緊急情報の早期周知を図り町民の安全に努めます。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
防災ラジオの普及	250 台	300 台

基本事業名	事業番号	対象者
防災行政無線放送設備事業（操作卓の HDD ユニット修繕）	225-1	行政
J-アラートの導入による緊急情報周知（気象警報等の情報提供）	226	行政

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
情報収集	緊急情報の迅速な提供

これまでの振り返り総括
ここ数年大規模な災害はなかったが、全国各地で予想をはるかに超える自然災害が発生していることから、情報収集と迅速な情報提供を行うことで、住民の生命を守る。

＝ 戦略35 ＝

■基本目標

陸上自衛隊鹿追駐屯地の維持拡充を図ります。

■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

陸上自衛隊鹿追駐屯地は、これまで58年間、地域とともに、まちづくりに貢献してきましたが、近年、国の防衛施策の変化により、隊員は年々減少し、町の人口減少、地域経済、教育、コミュニティ、災害時の派遣など地域住民の不安が増大しています。

本町の活性化のためには、自衛隊の存在は不可欠であることから駐屯地の維持拡充を図る必要があります。

■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 鹿追駐屯地維持拡充運動の展開

○関係官庁などへの要望運動の展開

- 警備地区5町（鹿追町・清水町・新得町・土幌町・上土幌町）が連携し、積極的な要望運動を展開します。

○町民の防衛意識の高揚

- 自衛隊協力会と連動し、防衛に関する情報提供、周知活動を展開します。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
防衛講話への参加者数	130 人	200 人

基本事業名	事業番号	対象者
駐屯地維持拡充促進期成会運営	227-1	—
駐屯地維持拡充要望運動	227-2	—
防衛講話などの開催	228	町民、警備地区関係者

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
団体等の主催する関連行事に参加し、駐屯地と連携したまちづくりを理解します。	広域連携により、維持拡充に向けた要望活動を実施します。

これまでの振り返り総括
陸上自衛隊鹿追駐屯地は、昭和 32 年の設立以来、地域の様々な場面で、まちづくりに貢献してきました。近年、駐屯地や隊員を取り巻く環境は大きく変化しており、駐屯地の維持拡充を求めて様々な運動を展開する必要があります。

＝ 戦略 36 ＝

■ 基本目標

防衛施設と調和した生活環境の整備を進め、町民生活の安定と福祉の向上を図ります。

■ ■ 講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

本町は、陸上自衛隊鹿追駐屯地及び然別演習場が所在し、防衛施設面積は、約 33.73 k m²にわたり町全体面積の 8.4%を占めています。基地と町民との関わりは深く、施設設置に伴う各種障害防止のため、これまで道路改修をはじめ民生安定のための事業を進めていますが、今後も、防衛施設と調和を保ちながら、各種障害等に対して効果的な対策を図る必要があります。

■ ■ ■ 具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 防衛施設と調和した基地対策の推進

○ 民生安定対策の推進

- 防衛施設の設置や運用によって、各種障害を間接的に緩和し、町民生活の安定と向上を図るため施設等の整備を推進します。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
—	—	—

基本事業名	事業番号	対象者
防衛施設周辺対策事業	229	—

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
整備された施設を積極的に利活用して、生活の安定と向上を図ります。	町民生活の安定と向上に向けて、施設等の効果的な整備を進めます。

これまでの振り返り総括
防衛施設の設置または運用が周辺地域の生活環境や開発に影響を及ぼしていることから「特定防衛施設」の周辺地域において、公共用の施設の整備またはその他の生活環境の改善、開発の円滑な実施に寄与する事業に充てられる交付金として交付されており、町民の生活の安定と向上に向けて、今後も効果的な活用が求められます。

＝ 戦略37 ＝

■基本目標

町内及び町外への移動手段である公共交通を確保・充実し、町民生活の活性化と利便性の向上を図ります。

■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

現在、住民の日常生活の移動手段は、自家用車に大きく依存し、公共交通の利用は年々減少しています。しかし、公共交通は自家用車を運転しない方にとっては、日常生活や社会参加をするための重要な移動手段となっています。本町の公共交通は、民間のバス事業者、タクシー、町営の患者輸送バス、スクールバスなどが運行していますが、利用者は減少傾向にあります。このことから、本町では平成22年3月に「鹿追町地域公共交通総合連携計画」を策定し、公共交通の活性化に取り組んでいるところです。

今後も「鹿追町地域公共交通総合連携計画」に基づき、さらに高齢化社会に対応した、公共交通の総合的、効果的な運行体系の構築が必要です。

■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 公共交通の整備・充実

○地方バス路線の維持及び利用促進

- 地方バス路線のあり方を沿線自治体で検討し、充実を図るとともに、観光、通勤、

通学、通院、買物など利用促進策を図ります。

■子どもの各種活動の参加機会の創出を図ります。

○町内公共交通運行体系の整備・充実

■町営の患者輸送バスなどを利用者ニーズに合わせた運行体系に再編します。

■高齢者等の細やかな交通手段の確保や外出機会の促進を図ります。

○公共交通利用意識の醸成

■公共交通利用促進のための周知活動を推進します。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
子ども地方路線バス利用助成人数	—	30 人
高齢者等社会参加促進助成人数	—	400 人

基本事業名	事業番号	対象者
地方路線バス維持対策	230	町民
患者輸送バスのデマンド化	231-1	町民
市街地循環バスの運行	231-2	—
公共交通の整備・充実	231-3	公共交通利用者
公共交通利用促進 P R	232	町

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
交通手段として地方路線バスを積極的に利用します。	利用者ニーズに合わせた公共交通の整備・充実を図ります。

これまでの振り返り総括
自家用車を運転しない（もたない）方々にとって、公共交通機関は重要な移動手段です。鹿追町では古くから患者輸送バスの運行をしてきましたが、平成 26 年 5 月からは子どもを対象とした「地方路線バス利用助成事業」を、また同年のコミュニティバスの試験運行の検証結果を踏まえ、同 27 年 4 月から「高齢者等社会参加促進事業」としてタクシー利用助成券を交付し、移動手段の確保に努めています。

＝ 戦略 38 ＝

■基本目標

地域住民の災害の未然防止と被害の軽減に努めます。

■講すべき施策に関する基本方向（現状と課題）

わが国における建物火災の発生件数は10年連続で3万件を超えており、統計を取り始めた昭和21年から昭和後期と比べると耐火構造の建築物等の増加により、建物の損害は減少しているものの依然として発生件数は高水準にあります。さらに住宅火災での死傷者数は10年連続して千人を越えており、なかでも近年の高齢化などにより65歳以上の高齢者が犠牲となるケースは実に60%を占めています。

町内においても、高齢者世帯は増加しており逃げ遅れを出さないための、住宅用火災警報器の設置促進活動やきめ細やかな防火指導が必要です。また、各事業所等の立ち入り検査又は広報紙などによる火災予防運動をより一層推進していかなければなりません。

■ ■ ■ 具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 消防・防災の充実

○防火、防災の推進

- 事業所等における消防用設備等の維持管理と指導、さらに防火管理者の知識向上に努めます。
- 地域の会合等で防災講座などを実施し、自主的な防火・防災意識の高揚を図ります。
- 園児、小中高生など幼少期からの防火思想の普及啓発に努めます。
- 各事業所において避難訓練・消火訓練等を指導し被害の軽減に努めます。
- 防火クラブ、危険物安全協会の防火、防災思想の普及啓発に努めます。
- 住宅用火災警報器の普及・早期設置に努めます。

○災害弱者対策の強化

- 独居・老人世帯の防火査察の実施に努めます。
- 関係機関との協力体制の確立、強化に努めます。

指標	現状値（平成25年度）	将来値（平成31年度）
応急・救命手当の普及	26 団体実施	新規団体を2 団体/年 増加
防火対象物査察・立入検査	903 件 (実施率 100%)	実施率 100%
防火教室・講話の開催	12 団体実施	新規団体を2 団体/年 増加
火災報知器設置普及	普及率 87%	普及率 95%
独居・老人世帯の防火査察（緊急通報装置設置世帯）	実施率 100%	実施率 100%

基本事業名	事業番号	対象者
-------	------	-----

防火、防災の推進（事業所の消防用設備維持、防火管理者の知識向上を図る。）	233-1	町内事業所
防火、防災の推進（地域会合の防災講座を開催する。）	233-2	町民
防火、防災の推進（園児、小中高生など幼少期からの防火思想の普及啓発活動を実施する。）	233-3	園児・小中高生
防火、防災の推進（各事業所の避難訓練・消火訓練等の指導を実施する。）	233-4	町内事業所
防火、防災の推進（危険物安全協会の防火防災思想普及啓発活動を実施する。）	233-5	町内危険物所有事業所
防火、防災の推進（住宅用火災警報器の早期設置・普及活動を実施する。）	233-6	町民
災害弱者対策の強化	234	町民

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
防火・防災普及活動への参加及び意識の向上	各種講習、訓練、検査等の実施

これまでの振り返り総括
各種講習、訓練、検査等を継続的に実施し、更に意識の向上を図ります。

施策② 防災対策の強化

○防災意識の普及

- 定期的な広報誌や防災無線等を活用し、火災危険時期や、風雪、水害、地震などの自然災害に対する防災意識の高揚に努めます。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
広報誌の発刊	年 4 回	年 4 回 （内容の充実を図る）
町ホームページへ掲載	同上（発刊毎に更新）	同上

基本事業名	事業番号	対象者
防災意識の普及	235	町民

役割分担

町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
防災意識の向上	普及活動の実施

これまでの振り返り総括
広報誌の発刊を継続的に実施し、普及活動を行います。

＝ 戦略39 ＝

■基本目標

消防組織の充実を図るとともに、消防施設・設備について計画的整備に努めます。
地域住民の災害の未然防止と被害の軽減に努めます。

■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

消防を取り巻く状況は、複雑多様化する社会情勢の変化とともに、その災害形態も多岐に亘り、特殊な災害の発生やより高層・大型化する施設、危険物施設の増加に伴い人的被害の増大が危惧されております。災害対応の要となる消防力の強化のため、組織の充実はもとより車両性能及び装備と水利を充実するなど各種災害に対応できるよう計画的な施設整備を行わなければなりません。

■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 消防組織の充実

○消防職員の適正配置と技術の向上

■消防広域化による組織の再編に係る消防職員の適正な人数確保と、複雑多様化する各種災害対応力強化のため教育・訓練に努めます。

○消防団の充実

■消防団の活動理解に繋がる事業の実施などにより団員を確保し、大規模災害時の対応として救助、救出、応急処置・救護活動の強化に努めます。

施策② 消防施設整備の充実

○消防車両及び装備品の充実

■消防自動車及び装備品の計画的な整備に努めます。

○消防水利の充実

■宅地・公園造成事業に伴う計画的な水利整備に努めます。

○消防・救急無線デジタル化及び通信指令体制の充実

■平成28年5月期限である消防・救急無線のデジタル化への移行及び高機能指令台の整備事業について、広域的な共同運用など費用の軽減に努めつつ充実を図ります。

施策③ 防火・防災の推進

○防災体制の充実

- 大規模震災・水災害などを想定した演習の計画的な実施に努めます。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
—	—	—

基本事業名	事業番号	対象者
—	—	—

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
消防団活動の強化への取り組み	消防力強化訓練の実施

これまでの振り返り総括
毎年行われている春季消防団演習を4年毎に大災害演習として大規模に行っているが、平成 27 年度は、町民参加の防災訓練として開催しました。今後も定期的な実施を予定しています。

＝ 戦略40 ＝

■基本目標

地域住民の生命・財産を守るため救急業務の充実に努めます。

■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

高齢化社会の進行とともに救急出動件数は増加傾向にあり、近年の救急業務を取り巻く社会情勢は大きく変貌しており、より質の高い救急サービスが望まれています。

特に環境変化による自然災害、有毒ガス発生による多数傷病者発生時にも即時対応可能な装備の整備及び救急隊員の教育が必要です。

さらに救命率の向上に向けて、地域住民に対して応急手当の普及指導を積極的に図る必要があります。

■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 救急業務の充実

○救急隊員の教育

- 救急の専門的知識を有する救急救命士が教育により各種資格を取得し、各隊均等な資格を有する救急隊編成に強化します。

○救急隊員の応用訓練

- 多数傷病者にも対応すべき特殊災害訓練を定期的に行い実施し、盤石なる体制を図ります。

○普通救命講習の実施

- 町内AED設置施設を中心に普通救命講習を実施し、救命率の向上を目指します。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
応急・救命手当の普及	救急講習 26 回開催 388 名参加	新規受講団体 2 団体/年増加

基本事業名	事業番号	対象者
応急手当啓発事業	244	町民

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
心肺蘇生法、応急処置等の習得	普及・啓発活動

これまでの振り返り総括
心肺蘇生法、応急処置等の講習会を今後も継続的に行い、普及・啓発を推進します。

＝ 戦略 4-1 ＝

■基本目標

町道の幹線道路及びその他の道路を計画的及び効率的・機能的に整備をする事を目的に計画策定を行い利便性の高い交通網の整備を図ります。

道道の交通安全施設整備を促進します。

国道の交通安全施設整備を促進します。

■■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

道路整備と交通の確保

町道の整備は、国道、道道の安全施設等の整備と連携し自転車、歩行者の安全かつ快適な生活路線としての機能の向上を図ることが極めて重要です。また、改良率66.9%、舗装率51.3%と整備を進めていますが、大型車両等の交通量の増加、既設道路舗装の劣化による損傷箇所の増加など、今後も計画的な改良的整備が必要と考えます。

町民ニーズの多様化する中で車道中心の除雪から歩道除雪による歩行者空間の確保を求める町民の声を重要視し、通勤、通学、農畜産物の搬出、搬入路線として、また、防災に配慮した町道の維持整備に努める必要があります。

■ ■ ■ 具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 道路、橋梁の整備・交通の確保

○町道の整備と維持管理

- 幹線道路と生活道路、農畜産物搬出・搬入道路の整備を計画的に進めます。
- 除雪、草刈りなど地域と協働で町道維持の充実を図ります。

○国道の整備促進

- 国道に係る交通安全施設の整備を促進します。

○道道の整備促進

- 鹿追糠平線未整備部分の改修要望を積極的に行ないます。
- 道道に係る交通安全施設の整備を促進します。

○市街地の交通体系の確立

- 鹿追市街、瓜幕市街の道路改良、舗装、駐車場及び歩道などの交通安全施設の整備を図ります。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
改良舗装率	66.9%	67.9%
舗装率	51.3%	52.9%

基本事業名	事業番号	対象者
5 丁日本通り改良舗装事業	245-1	町
農芸公園通り改良舗装事業	245-2	町
仲町本通り歩道整備事業	245-14	町
泉町仲通り歩道整備事業	245-15	町
1 丁日本通り歩道整備事業	245-16	町
2 丁日本通り歩道整備事業	245-17	町
橋梁長寿命化修繕計画策定事業（点検 A = 199 橋）	245-26	町
鹿追町内防塵処理事業	245-48	町
農芸公園整備事業	245-51	町
町道街路灯 LED 化事業	245-52	町
道の整備促進事業	246	道
道道の整備促進事業	247	道
市街地交通体系の確立事業	248	町・道・国

役割分担

町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
—	安心・安全な道路、橋梁環境の整備に努めます。

これまでの振り返り総括
交通安全対策、事故防止、景観維持を主に国・道との連携を取りながら町道の整備を進めたい。特に車両の大型化による道路の損傷等への対応、未改良道路の整備・舗装化等、今年度から始まった橋梁長寿命化対応工事と共に計画的に進めたい。

＝ 戦略42 ＝

■基本目標

安心して走れる道路環境を守ります。

■■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

道路整備と交通の確保

町道の維持管理について、迅速かつ適正に実施するとともに、町民の生活道路の確保を行わなければなりません。

■■■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 町道の維持管理の適正実施

○道路補修の実施

■危険箇所改善に向け適時補修を実施します。

○道路環境の整備

■道路周辺の草刈・雑木処理等道路環境の整備に努めます。

○道路除雪体制の確立

■迅速な除雪の実施と凍結路面解消など冬道安全対策を実施します。

指標	現状値（平成25年度）	将来値（平成31年度）
道路修繕費	9,096千円	10,000千円
雑木処理費	2,963千円	6,000千円

基本事業名	事業番号	対象者
道路補修の実施	249	町
道路環境の整備	250	町
道路除雪体制の確立	251	町

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
—	安心・安全な道路、橋梁環境の維持管理に努めます。

これまでの振り返り総括
これまでも適正な道路維持に努めてまいりましたが、安全で安心な通行が可能である事は勿論、道路景観にも配慮した道路維持を進めたい。

第6節 透明性の高い簡素で効率的な自治体運営の確立のために

＝ 戦略43 ＝

■基本目標

行政が保有する情報の積極的公開に努めます。

■■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

町が保有する情報の提供及び公開は、町民の町政に対する責務を全うする上で分かりやすく行うことが重要です。本町では、平成13年に制定された鹿追町情報公開条例により公文書の開示を行っていますが、時代の変化とともにその見直しも含め検討が必要です。

■■■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 情報公開体制の強化

○情報公開制度の整備

- 町民が必要とする情報を適切に提供できるように、必要に応じ情報公開条例の見直しを行い、制度の改善を行うとともに個人情報の保護にも努めます。
- また、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、行政手続の適正に努めます。

○情報発信の推進

- 町民に必要な情報を分かりやすく提供するために、ホームページ等を活用し情報発信の推進を図ります。

指標	現状値（平成25年度）	将来値（平成31年度）
町ホームページの活用	—	—

基本事業名	事業番号	対象者
情報公開制度の整備	313-1	町民

行政手続制度の整備	313-2	町民
ホームページにおける情報発信	314	町民

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
—	—

これまでの振り返り総括
—

＝ 戦略4.4 ＝

■基本目標

新たな行政課題に対応し、簡素で効果的かつ効率的な行政運営と地域主権にふさわしい行政組織づくりを目指します。

中長期的視野に立って財政計画を策定し、効率的な行政執行を図り住民福祉の向上に努めます。

■講すべき施策に関する基本方向（現状と課題）

鹿追町の行政組織は、平成27年4月1日現在、町長部局9課（室）、1支所、国民健康保険病院のほか、教育委員会、農業委員会、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会により構成され、職員数は170人となっています。行政組織機構は必要に応じ改善が行われてきましたが、近年、地方分権の推進、道州制を見据えた権限移譲の推進など、国と地方の関係は大きく変化をしてきており、人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、より一層効率的な行政運営が求められています。

このような社会情勢の中、国においては、従来の国主導の地方自治の脱却から地域が自ら考え、主体的に行動し住民が決める「地域主権」改革が進められています。本町では、平成18年に策定した「鹿追町行財政改革大綱」及び「鹿追町集中改革プラン」に基づき、効率的な行政運営に努め、町民サービスの向上を目指し、北海道からの事務・権限移譲を積極的に進めてきましたが、行政需要が複雑・多様化・高度化する中で、これらの変化に柔軟かつ弾力的に対応するためには、職員一人ひとりの資質向上が強く求められています。限られた行政資源を一層効果的に有効活用するため、行政自身がスリムで機敏な体質へと変革し、施策の選択、緊急性、他制度との整合性、事業費（量）に相応する財源の確保など長期的な視点に立ち、計画的で効率的な行政運営が一層求められています。

これからのまちづくりには、「町民との協働によるまちづくり」が必要不可欠です。役場職員も地域の一員であるとの認識に立ち、地域の課題をともに共有し課題解決に積

極的に取り組む必要があります。また、今後地域主権が進む中、法律的な視点に立った判断能力が要求されることから、法務能力の向上にも努めなければなりません。

職員個人の能力と意欲の向上を図り、職員としての資質を伸ばし職場の活性化のために職員研修は重要な役割を持ちます。そのために、人材育成基本方針を定め、職員研修の充実に努める必要があります。

■ ■ ■ 具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 財源の確保と財政の健全化

○財政状況の公表（新制度の導入）

- これまでの財政状況の公表内容に加え、新地方公会計制度を導入することにより発生主義・複式簿記の考え方を取り入れ、資産や負債状況なども含んだ内容の新たな財政状況を公表します。

○財政計画の見直し

- 総合計画及び総合計画を基本とする各種計画等に基づき財政計画を作成するとともに、国や北海道の動向を踏まえ、計画の見直しを行います。

○健全な財政運営

- 最小の経費で最大の事業効果をあげるべく、施策の緊急性・整合性等を勘案し、補助金・交付金等特定財源の確保を進めながら、限られた自主財源をより効果的・効率的に充当するよう財政運営に努めます。

○財務会計システムの導入・運用

- 予算編成、決算管理等、財務会計システムの導入により、事務の迅速性・正確性・効率性を高めます。

○行財政改革の推進

- 行財政改革大綱の見直しを行い、限られた行政資源を一層効率的に有効活用していくため、絶え間ない行財政改革を推進します。

○北海道からの事務・権限移譲の推進

- 自主・自立のまちづくりを進めるため、市民の利便性向上につながる事務・権限移譲を積極的に推進します。

○外部委託による業務の効率化

- 民間などへ外部委託することにより、効率的かつ効果的な事業運営が期待できる事業の委託化を進めます。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
—	—	—

基本事業名	事業番号	対象者

財政指標公表事業	315	—
財政計画策定事業	316	—
健全財政推進事業	317-1	—
税の徴収率向上	317-2	—
財務会計導入・運用事業	318	—
行財政改革大綱の見直し	319-1	—
戸籍管理システム電算化事業	319-2	—
事務・権限移譲	320-1	—
一般旅券発給事業	320-2	町民
民間への業務外部委託の検討	321	—

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
町の行財政運営に関心を持ち、行財政の状況を理解します。	総合計画に沿って行財政運営を行います。

これまでの振り返り総括
—

施策② 行政組織体制の強化

○職員定数の適正化

- 職員適正化計画を策定するとともに職員定数条例の見直しを行い、適正な職員の配置を図ります。

○横断的連携の推進

- 政策課題の共通認識を持ち、横断的な連携のもと、町政課題の解決に取り組みます。

○機能的組織運営の推進

- 組織の課題、問題点を洗い出し、時代の要請に沿った組織機構の見直しを行い、行財政改革を進めます。
- 機能的な組織運営を行える体制を構築するため、必要な規程の見直しを行います。

○庁舎内外の環境整備

- 町民や来庁者のための庁舎内外の環境整備に努めます。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
—	—	—

基本事業名	事業番号	対象者
職員定数の適正化	322	職員
横断的連携の推進	323	職員
機能的組織運営の推進	324	職員
庁舎内外の環境整備	325	職員

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
—	横断的連携、機能的組織運営を実施します。

これまでの振り返り総括
—

施策③ 政策法務能力の向上

○組織管理体制の確立

- 地域主権時代に対応する法務マネジメントの役割分担を明確にするとともに、相互の連携、調整を図ります。

○法務管理の徹底

- 制定した条例が適正かつ円滑に運用されているか法務管理の徹底を図ります。

○例規管理の整備

- 現行条例が目的実現や政策課題に適合しているかの条例評価を行い、必要に応じて規則等を含めた見直しを行い、公文書の管理の徹底を図ります。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
—	—	—

基本事業名	事業番号	対象者
政策法務の推進	326	職員
法務管理の徹底	327	職員
例規管理の徹底	328	職員

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
—	—

これまでの振り返り総括
—

施策④ 職員研修体制の充実

○自己啓発の促進

- 自己啓発向上のための職場内における環境づくりを進めます。

○職場内研修、専門研修等の充実

- 職場研修の重要性を認識実践するための研修の充実を図ります。
- 職務の専門性、政策能力向上などの研修内容を充実し、人材育成の向上を図ります。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
—	—	—

基本事業名	事業番号	対象者
自己啓発の促進	329	職員
職場研修の実施	330-1	職員
専門研修の実施	330-2	職員

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
—	—

これまでの振り返り総括
—

＝ 戦略45 ＝

■基本目標

十勝定住自立圏をはじめ他市町村との連携を図り、広域行政の充実を図ります

■講すべき施策に関する基本方向（現状と課題）

社会、経済、文化の発展及び交通手段の発達に伴い、人々の生活圏や経済圏は市町村の行政単位を超えて拡大を続けています。また、近年の複雑、多岐にわたる行政課題を効果的に解決するために、自治体を超えた広域的な行政施策を推進していく必要があります。

■ ■ ■ 具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 広域行政の推進

○広域事業の推進

- 十勝定住自立圏をはじめ他市町村等との連携による各種事業を展開します。
- 未婚化、晩婚化の実情を把握し、結婚し家庭を持ちたいと望む方々への支援のあり方を検討します。

○広域的な連携強化

- 十勝圏複合事務組合などによる広域的な施策を推進します。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
十勝管内の観光入込み客数（延べ人数）	967 万人	1,020 万人
十勝管内バス乗客数	457 万人 （H24-26 年度平均）	462 万人

基本事業名	事業番号	対象者
定住自立圏の推進	331	—
広域連携事業の推進	332	—

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
管内の各種事業へ積極的に参加します。	他市町村等との連携事業を推進します。

これまでの振り返り総括
平成 23 年 7 月に帯広市と 18 町村による定住自立圏を形成しました。同年 9 月には「十勝定住自立圏共生ビジョン」を策定し、それぞれの自治体の魅力を活かしながら、相互に役割分担し、連携・協力することとしています。

第 7 節 町民参加による協働のまちづくりと国際社会理解のために

＝ 戦略 46 ＝

■ 基本目標

町民と行政が情報を共有し、まちづくりへの町民参加を進め、町民協働により自立した町づくりを推進します。

■ ■ 講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

近年、町民のまちづくりへの参加や社会貢献への機運が高まってきており、地域課題

や多様な町民ニーズに対応するため、町民と行政がそれぞれ役割と責任に基づき、連携・協力しながら町づくりを進めることが重要となっています。本町では、特色ある「地域マネージャー制度」や「やまびこメール」などを実施し、細かな町民ニーズの把握に努めてきたところです。また、地方分権が進む中、より一層自立したまちづくりを目指し、平成22年4月には「鹿追町まちづくり基本条例」を施行し、町民・議会・行政が協働したまちづくりを進めてきています。

今後も、「鹿追町まちづくり基本条例」に基づき、町民参加のまちづくりを進め、住んでよかったと思える自立したまちづくりを推進します。

■ ■ ■ 具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 町民参加によるまちづくりの促進

○町民の町政参加機会の拡充

- 各種審議会委員などの公募などにより、政策形成過程への町民参画を促進します。

○町民との交流の場形成

- 町民参加を促進するため、町民とのふれあい・交流の場を多く設け、まちづくりに対する情報提供に努め、町民意識の高揚を図ります。

○情報発信と広聴

- 情報技術の急速な進展により、情報の伝達方法も多様化しています。
- インターネットを活用した情報の共有化を図るとともに、やまびこメール、地域マネージャー制度の充実による行政サービスの高度化を図ります。

○住民自治組織の育成

- 地域コミュニティである町内会などの自治組織の育成と活動の推進を図ります。また、行政区組織の再編を支援します。
- 移住等により転入した方々と地域住民との交流機会の増加により、地域の活性化を図ります。

指標	現状値（平成25年度）	将来値（平成31年度）
主要懸案事項地区説明会での町民からの意見（質問）数	128件	150件

基本事業名	事業番号	対象者
町民の町政参加状況の把握	333	—
町民との交流の場形成事業	334	—
情報発信及び広報事業	335	—
住民自治組織支援事業	336	—
移住者等と地域住民との交流促進事業	新規	移住者等及び地域住民

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
まちづくり活動へ積極的に参加します。	説明会等の広報機会の充実に努め、町民の意見や要望を町政運営に反映します。

これまでの振り返り総括
平成 22 年 4 月に施行した「鹿追町まちづくり基本条例」の趣旨を踏まえ、様々な場面で町民が積極的にまちづくりに参加できるよう取り組みます。また、地域コミュニティの活性化を推進します。

＝ 戦略 47 ＝

■基本目標

社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成促進を進めます。

■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

国は、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」を施行し、男女の人権の尊重など男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを進めています。男女が社会の構成員として、様々な分野の活動に参画し、ともに責任を担い、個性と能力を発揮できる社会の実現が求められています。

本町においても町民参加のまちづくりを進める中で、町民が男女を問わず積極的にまちづくりに参加するなど、様々な分野で活躍できる環境づくりが必要です。

■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 男女がともに参画する社会の実現

○男女共同意識の啓発

■家庭、職場、地域などにおいて、男女共同に関する意識啓発を図ります。

○男女共同参画によるまちづくり

■町の各種委員会への女性の参画を促進します。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
地方自治法に基づく審議会等の女性の登用比率	30.2%	35.0%

基本事業名	事業番号	対象者
男女平等参画意識の啓発	337	—

町政への女性参画促進	338	—
------------	-----	---

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
地域団体の役員等への女性の参画を積極的に進めます。 事業所では、仕事と家庭の両立を支援し、職場での女性の活躍機会を確保・充実します。	関係する審議会委員等への女性の参画を積極的に進めます。

これまでの振り返り総括
平成 11 年に施行された「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、男女を問わず町民が積極的にまちづくりに参加できるよう取り組みます。

＝ 戦略48 ＝

■基本目標

町民の国際社会等に対する理解を深めるため、国際交流や国際協力及び地域間交流を進めます。

■■講ずべき施策に関する基本方向（現状と課題）

昭和60年8月にカナダ・アルバータ州ストニブレイン町と姉妹提携を締結し、平成27年には30周年を迎えました。この間、交換留学をはじめとした様々な交流を進め、異なる文化とのふれあいと人と人とのつながりを通じて、国際理解と国際的感覚の醸成に大きく寄与してきました。今後も、国際性豊かな人材の育成や地域活性化を進める上で、町民が国際交流や国際協力に積極的に関わりをもつことが必要です。

また、平成 22 年を最後に国内での姉妹町締結が終了したため、新たな地域間交流が必要となっています。

■■■具体的な施策・施策ごとの重要評価業績指標（KPI）

施策① 国際交流・地域間交流の推進

○国際姉妹都市との交流促進

- 国際性豊かな人材の育成や地域文化の形成のため、国際交流に関する情報提供を行うとともに、国際姉妹都市との親善交流を推進します。
- 鹿追町と国際姉妹都市との住民が相互の町で余暇を活用した長期滞在で、地域住民との人的交流を図ります。

○ふるさと鹿追会との交流促進

■ふるさと鹿追会など多様な地域間交流を図ります。

○国内姉妹都市の検討

■教育文化、福祉の向上、産業の振興を図るため、互いの繁栄に寄与するための国内姉妹都市締結を検討します。

○都市と農村との交流促進

■農村地域である鹿追町と東京都やその近隣地域、関西等の都市との人的交流（受入れ・派遣を含む）を進めます。

指標	現状値（平成 25 年度）	将来値（平成 31 年度）
受入れホスト家庭（新規）	—	5 件
国内姉妹都市	0 自治体	1 自治体

基本事業名	事業番号	対象者
ストニィプレイン町との交流事業	339	町民
ふるさと鹿追会との交流事業	340	町民
国内姉妹都市の検討	341-1	—
子ども宿泊体験交流の推進	341-2	町民

役割分担	
町民（町民、事業所、地域、団体）	行政（町、道、国）
国際交流等の交流事業において積極的な交流を図ります。	国際交流・地域間交流を推進し、交流人口増加に努めます。

これまでの振り返り総括
昭和 60 年 8 月にカナダストニィプレイン町との姉妹提携締結以来、多くの人々が鹿追町とストニィプレイン町で交流を深めてきました。30 周年を向かえ、今後も更なる交流発展が期待されます。また、国内姉妹都市は平成 22 年 3 月に姉妹提携が解消されたため、今後新たな姉妹都市締結に向けての取り組みが必要です。